

令和2年10月12日（月）

於・農林水産省7階 第3特別会議室

第196回林政審議会議事速記録

林 野 庁

午前10時00分 開会

○永井林政課長 お待たせいたしました。定刻となりましたので、ただいまから林政審議会を開催いたします。

なお、8月3日付けで林政課長を拝命しました永井と申します。本日の司会を務めさせていただきますので、よろしくお願いいたします。

本日の林政審議会は、新型コロナウイルスの現在の状況に鑑みて、オンラインも併用しての開催となっております。

まず、定足数について御報告いたします。

本日は、委員20名中、オンラインでの御出席も含め18名の委員に御出席を頂いております。当審議会の開催に必要な過半数の出席という条件を満たしておりますので、本日の審議会が成立していることを御報告いたします。

なお、本日は、古口委員、塚本委員、長濱委員、野田委員、日當委員、深町委員、松浦委員にオンラインで御出席いただいております。

なお、令和2年3月19日付けで2名の委員が交代されましたので、御紹介します。

鎌田和彦氏の後任に、進藤富三雄委員、麓幸子氏の後任に、福島敦子委員にお願いしております。斎藤委員、進藤委員は欠席となっております。

初めに、福島委員より御挨拶をお願いします。

○福島委員 御紹介を頂きました福島敦子です。これまでメディアの世界で、企業や経営者の取材を中心に様々なテーマの取材に当たってまいりましたが、皆様のように、林業あるいは木材産業などについての専門知識を持ち合わせているわけでもなく、どれだけお役に立てるか不安な思いもございますけれども、できるだけ一般の国民目線に沿って、議論に参加させていただければと思っております。

どうぞ、今後よろしくお願いいたします。（拍手）

○永井林政課長 ありがとうございます。

また、林野庁の人事異動がございましたので、お手元の参考7、林野庁名簿を御覧いただければと存じます。

それでは、土屋会長、議事進行をよろしくお願いいたします。

○土屋会長 皆さん、おはようございます。

まず初めに、オンラインの方、聞こえていますか、私の声は。聞こえていなかったら、まず、聞こえていますかと言ったときに、丸を大きく出していただけると。古口委員は三角ですか。

ちょっと調整をよろしくお願いいたします。

本日は、コロナ禍、それからつい最近では台風の影響もありまして、いろいろなことがありましたけれども、御多忙のところ御参集いただきまして、誠にありがとうございます。

この間、普通でしたら、もうだいぶ、今年度の審議は進んでいるところなんです、今回は初めて、しかもこういういわゆるハイブリッドの形でやることになりました。この間、委員の皆さんには、その審議の遅れを補う意味で、御意見を事前に頂いたり、様々なことをお願いしました。対応いただきまして、どうもありがとうございました。

それから事務方の皆さんも、この間の様々なイレギュラーなことに真摯に対応いただきまして、今回こういう形で会議を開くことができました。本当にありがとうございます。今日は長丁場ですので、これから何があるかちょっと分からないのですが、是非しっかり対応して、いい議論をしていきたいと思っております。ありがとうございました。

本日は、宮内農林水産副大臣に御出席いただいております。

初めに御挨拶をお願いいたします。

○宮内農林水産副大臣 皆さん、おはようございます。

このたびの菅内閣の成立に伴いまして、副大臣を拝命いたしました、衆議院議員の宮内秀樹と申します。私は福岡県においては治山林業協会の会長も務めさせていただいております、今までも林業関係者の方々とのコミュニケーションを取らせていただきましたけれども、専門家の皆様方に、今後の林政に対する重要な政策をしっかりと引っ張っていただきたいと思っており、忌憚のない意見を交換する場として、この林政審議会、頑張っていたきたいと思っておりますので、よろしくお願い申し上げます。

林政審議会の開催に当たりまして、一言、御挨拶を申し上げます。

本日は、リモートでの御出席も含めまして、本会議に御参加いただきまして、本当にありがとうございます。

本日は、森林・林業基本計画の変更について、諮問させていただきたいと思っております。

我が国の森林は、戦後造成された人工林の過半が本格的な利用期を迎えるなど、森林・林業・木材産業をめぐる情勢は大きく変化してきております。

このような中、林業が成長産業化し、山元へ利益が還元されて、再生産の取組が進むことによりまして、山村地域での暮らし・生業が成り立ち、若い方に来てもらえるようにするためにはどうしたらいいのか。また、集中豪雨等により災害が頻発する中、山村に暮らす方々のみならず、その下流に暮らす方々にとっても、災害に強く、多様で健全な森林づくりをどのように

進めていくのかといったようなことが重要であると考えております。

今回の森林・林業基本計画の変更は、現場の皆様の様々な声に耳を傾けながら、新しい時代にふさわしいものとしていきたいと考えております。

委員の皆様方には活発な御議論を頂きますよう、お願い申し上げまして、私の挨拶とさせていただきます。ありがとうございました。

○土屋会長 ありがとうございました。

今、副大臣の御挨拶にもありましたように、本日は諮問案件が1件ございます。

まず、宮内農林水産副大臣から諮問を頂きたいと存じます。

○宮内農林水産副大臣 林政審議会会長 土屋俊幸殿。

農林水産大臣 野上浩太郎。

「森林・林業基本計画の変更について」（諮問）。

標記について森林・林業基本法第11条第8項において準用する同条第5項の規定に基づき、貴審議会の意見を求める。

よろしくお願い申し上げます。

（宮内農林水産副大臣から土屋会長へ諮問文を手交）

○土屋会長 謹んで検討させていただきます。

ありがとうございました。

宮内農林水産副大臣におかれましては、公務のため、ここで御退席されます。

○土屋会長 それでは、会議を進めたいと思います。

マスコミの方は、傍聴室を準備しておりますので、そちらに御移動をお願いいたします。

それでは、議事次第に従って進めさせていただきます。

まず初めに会議の進め方、これは普通と違う会議なので、会議の進め方の留意点について、事務局より御説明をお願いいたします。

○永井林政課長 本日は、オンラインも併用しての開催となっております関係で、2点お願いを申し上げます。

まず、オンラインでは通常より声が聞き取りづらいことがございますので、会場にお越しの方も含め、御発言の際はゆっくり大きな声でお話いただきますよう、お願い申し上げます。

また、御発言を希望される場合には、会場にお越しの方につきましては挙手いただき、オンラインで御参加の方は、画面上に写るように挙手いただくか、発言意思をチャットに書き込むなどして、意思表示をお願いいたします。

なお、新型コロナウイルス感染対策の一環で、会場で御参加の委員の皆様については、御発言の際、職員がマイクを机上に置かせていただきます。マイクのオンオフも職員が行いますので、マイクには触れないようお願い申し上げます。

事務局からは以上でございます。

○土屋会長 ありがとうございます。

今御説明がありましたように、今回はいわゆるハイブリッドなもので、こういう会議ですと、どうしても少数派、つまり今回ですとオンラインでつながっている方の御意見が伝わりにくくなります。ですので、是非、「はい」と大きく、顔の前に手のひらを出して発言を求められるか、若しくは皆さん、オンラインでつながっている皆さん、チャットは使えるようになっていきますか。そのチャットに書き込んでください。もしかするとチャットを私が見落とす場合がありますので、その場合は何しろ、「おーい」と言って振っていただければ分かります。ぼけている場合は、お隣の皆さんが多分知らせてくれると思いますので、よろしく願いいたします。

これから様々なトラブルが起きる可能性があります、適宜、事務局共々なるべく快適に議論ができるようにさせていただきますので、よろしく願いいたします。

それでは、議事に入ります。

今日は昨年度からずっと申し上げていましたが、林政審議会にとって非常に重要な任務である森林・林業基本計画の変更の検討の第1回に当たります。つまり、いわゆるキックオフ会議に当たります。変更があつて、午後には引き続き各論に入っていきますが、午前中は正に全体の初めというキックオフという意味がありますので、よろしく願いいたします。

森林・林業基本計画は、森林・林業基本法に基づき定められた森林・林業施策の今後の展開方向を示す基本的な指針であるわけです。おおむね5年ごとに変更することにされています。

現計画は、平成28年5月24日に閣議決定されております。この前の基本計画の際に、この林政審議会での検討に参加された委員の方も、半数までいかないんですがいらっしゃいます。その方々は様々な意味で御経験を積んでおられるので、是非、議論・進行をリードしていただければ有り難いと思っております。

来年で5年を経過することから、現行計画の変更にあたって、本日、農林水産大臣から、先ほど副大臣が代理で諮問を頂いたところです。今後、来年の5月頃まで、当審議会での審議を行います。この審議の過程については、後ほど御説明があると思います。内容の充実した計画にしたいと強く考えておりますので、委員の皆様のご協力を是非お願いいたします。

かなり長丁場の検討になりますので、今日もそうですし、これからも何回も重ねてやること

になると思いますけれども、是非御協力をお願いいたします。

本日は、今申しましたように、午前中はキックオフという意味で、森林・林業基本計画の変更の全般について検討いたします。午後は、皆さん、お疲れのところ申し訳ないんですが、午後は各論のうちの川上部分、各論を何回かに分けて行いますが、その一番始めの川上部分についての議論をしていただく予定になっております。

ちょっと説明が長くなりました。

それでは、事務局から説明をお願いいたします。

○河南企画課長 企画課長でございます。よろしく願いをいたします。

お手元のタブレットですと、02番というところに資料の一覧がございます。本日御説明申し上げます資料は、資料1から7まで七つございます。そのほか、皆様方から頂きました御意見、あらかじめ頂いた御意見、参考1にありますけれども、参考資料が7までございます。資料1から4までは基本計画全般に関するもの、5から7までは各論としての川上に関するものでございます。午前の部では、これらのうち資料1から4まで、四つの資料について御説明を申しあげました上で、議論をお願いしたいと思っております。資料5から7までは午後の部で御説明を申し上げます。

それではまず、資料1、タブレットですと03のタブのものでございます。審議の進め方についてを御覧くださいませ。

1 ページは、森林・林業基本法における基本計画の関係規定をまとめたものでございます。基本計画は、森林・林業に関する施策の総合的、計画的な推進を図るために策定するものでございます。(2)にありますとおり、森林・林業をめぐる情勢の変化、施策の効果に関する評価を踏まえまして、おおむね5年ごとに変更するという事となっております。この変更に当たりますとは、林政審の意見を聞くこととされ、基本計画を変更したときには、遅滞なく国会へ報告し、また、公表することとなっております。

1 ページの右側、審議の進め方についてでございます。現行の基本計画、平成28年5月に策定をされました。来年5月に丸5年となりますことから、来年夏頃までには変更する必要があるものでございます。

2 ページにやや細かく日程案を示しております。6月の林政審の書面開催でお諮りをいたしました。この夏には、初めての試みとなる事前の意見募集を行ってまいりました。本日10月12日の審議会で、実質的議論をキックオフをするということでもあります。午後の部からは、各論の審議も開始をするということでございます。各論につきましては、来年1月にかけて

て、3回程度、審議をお願いしたいと思っております。

2ページ右側にまいりまして、来年2月以降は論点整理なども行いつつ、基本計画に掲げる目標、あるいは基本計画の案文そのものへの議論に移ってまいります。その上でパブリックコメントも経て、5月頃には答申を頂きたいと考えております。

また、右下、括弧書きのところですが、基本計画の変更に合わせて、森林法に基づく全国森林計画についても変更が生じることとなります。来年2月以降になろうかと思いますが、こちらも御審議を頂きたいと考えております。

以上が、審議の進め方についてであります。

次に、資料2を御覧ください。タブレットだと、04のタブになります。

森林・林業・木材産業をめぐる情勢についてです。

まず1ページ目、関係産業の動向です。

我が国の人工林、左上のグラフにありますように、50年生を超える人工林が半数を占めて、本格的な利用期を迎えております。こうしたことを背景として、左下のグラフのところですが、国産材の供給量は、主伐材、青の部分です。これを中心に着実に増加し、現行計画の策定前と比べて、1.2倍となっています。また、右上のグラフにありますとおり、林業産出額や林業従事者の給与も増加をしてきています。林業の成長産業化を進めつつ、森林の適切な管理を図るため、森林経営管理法や森林環境税、森林環境譲与税といった制度的な対応も行ってきたところでございます。

2ページです。

木材産業に目を向けますと、製材・合板工場等の施設整備が進んでおります。近年稼働開始した主な工場の原木消費量、年間130万立米に及びます。左下のグラフにありますとおり、製材工場、合板工場ともに、原木消費量に占める大規模工場の割合が高まっております。大規模、効率的な生産体制が進展しています。

木材利用の分野におきましては、公共建築物での木材利用に加えまして、民間の木造建築プロジェクトが進むなど、新たな需要が生まれつつあります。また、右下ですが、国産材需要全体で見ますと、FIT制度の導入を契機とした燃料材、青の部分ですが、この需要増に牽引をされまして、順調に伸びてきています。

3ページは、森林管理に関する要請の高まりです。

左上のグラフにございますとおり、我が国の平均気温、上昇傾向にございます。毎年のように50年に一度とか、経験したことのないといった、そういう降水に見舞われております。左

下の絵は、平成30年西日本豪雨のときの72時間雨量です。黒の棒で記されたところ、これが観測史上第1位、あるいは7月として第1位、これを更新した地点の記録でありまして、これほどまでにたくさん生じております。集中豪雨等による山地災害、森林被害が頻発をしておりますけれども、今後も大雨の発生頻度が更に増加するおそれがあるということかと思っております。

右下には森林の保水力に関する数値も御紹介しておりますけれども、多様で健全な森林を育成し、その整備・保全を図っていくことがますます重要な状況になっているということかと思っております。

4ページは温暖化の関係です。

今御説明いたしました気温と気候の変化に正に関係するものですがけれども、2020年以降の地球温暖化対策の国際的な枠組みでございますパリ協定に基づきまして、我が国は2030年度の温室効果ガスの削減目標を2013年度比で26%の減、うち2%分を森林吸収量で確保していく、こういうこととなっております。これまでも間伐特措法等に基づく特例措置によりまして、間伐を推進してきたところでございますけれども、パリ協定の下においても、年平均45万ヘクタールの間伐を実施する必要があります。この間伐等特措法でございますが、本年度末で期限切れを迎えますので、来年度以降の取扱いについて、現在検討を進めているところでございます。

また、右下のグラフにありますけれども、若齢林ではCO₂の吸収効果が高いため、植栽による効果が見込めております。パリ協定を受けて策定されました地球温暖化対策計画——閣議決定でございますが、ここにおきまして、我が国は長期的な目標といたしまして、2050年までに80%の排出削減を目指すということが書かれております。将来的なCO₂吸収量確保のためにも、再生林を適切に行っていくことが重要と考えております。

5ページ目、主伐後の再生林の確保を御覧ください。

主伐が増加傾向にある中で、左上の写真ですけれども、林道などが整備されて、伐採を行いやすい森林に皆伐が偏る傾向が見られます。このような林業に適した場所であっても、天然更新が選択をされ、再生林が行われない森林も多く存在している状況にあります。左下のグラフのとおり、8万ヘクタール程度の主伐面積に対して、人工造林面積は3万ヘクタール程度にとどまっております。

右上に帯のグラフがありますけれども、現状では、主伐時の立木販売収入、これだけでは再生林経費が捻出できない状況にあります。成長に優れたエリートツリー等の活用によりまして、下刈り等の再生林コストの低減を図ることが必要不可欠となっております。

また右下にございますとおり、主伐の後に天然更新も完了していない造林未済地と呼ばれる土地が約1万ヘクタールありまして、この3年間で2,500ヘクタールほど増加をしております。この解消も課題となっております。

6ページは、持続的な林業の確立に向けてです。

国産材の供給量の増大とともに、左上のグラフにありますとおり、林業生産活動を担う林業経営体の事業規模、着実に拡大をしております。また、左下、森林組合についての数字となりますけれども、素材の生産性も向上しております。

しかしながら、全体としては必ずしも十分な水準にあるとは言えず、右上のグラフにありますとおり、林業経営統計調査における会社経営体48社の平均で見ますと、営業利益は270万円、ただし林業事業のみでは赤字という状況でございまして、林業経営をめぐる情勢は依然として厳しい状況にあることが見てとれます。

このような中で、持続的な林業の確立に向けまして、生産性の向上などにより収益を確保し、更に主伐後の再造林も着実に実施していくなど、長期にわたって持続的な林業経営を担うことができる者を育成していくことが重要となっております。

7ページは、人口減少社会等への対応です。

左上の右側のグラフですが、人口減少社会を迎える中で、林業従事者は直近の国勢調査の数字で4.5万人となっております。また、林業の作業には、厳しい自然条件の中で重量物を扱う、また、人力作業が主体という特徴がございまして、左下のグラフのとおり、労働災害の発生件数自体は減少してきてはいるものの、その発生率は依然として他産業に比べて高い水準となっております。今後、他産業との間で人材の奪い合いが更に強まっていくと見込まれる中で、労働環境の改善、安全性の向上が人材確保のためには不可欠ですので、最新技術を活用して、林業の省力化・軽労化を図る林業イノベーションを進めていくことが重要となっております。

また、林業従事者の生活の場でもある山村におきましては、人口減少が進む一方で、我が国社会が成熟化する中で、豊かな自然環境などを求めて、積極的に山村に関わろうとする層、いわゆる関係人口等が増えつつあるなど、新しい動きも見られるところでございます。

8ページ、持続的な木材の生産・流通に向けてです。

国産材需要の増大を背景といたしまして、左上のグラフにありますとおり、素材生産量は地域別に見ても、全てのブロックにおいて増加をしております。こうした中で左下のグラフにありますとおり、山元から製材等の工場に対して原木を直送する取組も進展・拡大をしております。

右上ですけれども、こうした取組は、川上の林業事業体の組織あるいは原木市場などが核と

なって、原木を取りまとめて安定供給を行うという形で進められてきているところですが、このような体制の転換を引き続き進めつつ、更に進化をさせて、各段階におけるコストの縮減、利益向上、そして再造林につなげていくことが重要かと考えます。右下では、伊万里木材市場の家族信託の仕組みを活用した再造林・森林整備の取組を御紹介しております。

9ページ、国産材製品の生産と利用の拡大です。

製材・合板工場等につきましては、左側の表やグラフのとおり、小規模な工場を中心に、工場数が減少する一方で、大規模化が進むとともに、1工場当たりの生産量——黄色の折れ線、それから従業者1人当たりの生産量——青色の折れ線です、両方ともに増加し、効率化が進んできています。

他方で、右側に径級別の木取りの例をお示ししていますが、大径材の活用も視野に入れつつ、大ロット生産だけではなく、内装等に使用される板材、その他の高付加価値化等により競争力を強化していくことも必要となっております。

右下になりますが、2000年代に入ってから建築関連法令の整備によりまして、品質・性能が明確な木材製品に対するニーズが高まっています。こうしたマーケットの要請に応えるために、製材におけるJAS製品やKD材の供給、引き続き課題となっております。

10ページは、都市等における木材利用の推進です。

左上のグラフですが、新設住宅着工戸数における木造住宅の割合、いわゆる木造率は50%台後半で、堅調に推移をしてきております。ただ、人口減少社会を迎えまして、新設住宅分野においては木材需要の大幅な増加は見込まれない、そういう状況かと認識しております。

一方で、左下の写真ですが、都市部における中高層建築物等への木材利用の事例も生まれてきています。このような新たな流れを確実なものとするため、木質耐火部材等の技術の開発・普及を更に進めていくことが必要でございます。

更に右側に移りますが、新設着工のみならず、リフォーム需要の取込み、あるいは高付加価値な製品の輸出拡大など、新たな分野における需要を創出していくことも課題となっております。

11ページからは、コロナに関連する動きであります。

左側のグラフには、我が国の経済全般と住宅関係指標の動向をまとめております。端的に申しますと、甚大な影響が及んでいるということでありまして、我が国経済も大幅に落ち込んでいます。住宅関連指標を見ましても、4月から5月の緊急事態宣言の下で、グレーの棒グラフのところですが、住宅展示場の来場者数、7割減といった数字となっております。こうした情勢の下で、木材需要の先行きの不透明感が増しております。

右上のグラフのとおり、製材・合板の製品出荷量、あるいは原料となる素材の入荷量とも、2割程度減少しています。棒グラフで表現をしております。それから丸太の価格、これは折れ線グラフで表現しておりますけれども、緑のラインのすぎは、一時期よりも持ち直してきてはおりますけれども、前年同月比で数%下回る水準となっております。また、右下にございますとおり、新設の住宅着工戸数、2019年度の実績、88万戸余りでありましたけれども、民間シンクタンクによりますと、本年度は平均で10万戸程度減少するという、こういった予測となっております。

12ページ、御覧ください。

林業・木材産業に関連する指標の動きをもう少し細かく御紹介をいたします。全体としては、今後の木材需要の不透明感が川下から川上に向けて波及をしている、こういう状況にあります。

真ん中の数字が並んでいる表のところを、上から順に御覧いただければと思います。

まず、川下につきましては、直近の4月から8月の新設住宅着工戸数、前年同月比1割程度の減少となっております。受注金額で見ますと、前年を下回っておりまして大手注文系が回復傾向にありまして、また、戸建て分譲等の大手ビルダーにおきましては、引き続き堅調となっております。木材の輸出は、今年の3月に前年同月比で73%の水準まで落ち込んだものの、8月には109%まで回復をしております。川中の木材産業につきましては、プレカット工場の稼働率が前年同月比で9割程度と堅調に推移しておりますけれども、製材・合板の生産量、出荷量は2割程度の減少が見られます。

最後に川上です。木材製品出荷量の減少を受けまして、丸太の工場入荷量は、8月では2割程度減少しております。林業事業体におきましては、生産を伴わない保育間伐へのシフトなど、生産調整への動きが見られております。丸太の価格、全国的に半年近く値下げの相場が続きましたけれども、4月下旬を境に底入れをいたしまして、値上がり傾向に移ってきております。

このような状況を受けまして、右側のところでございます。林野庁におきましては、補正予算などにおきまして、経営の継続の支援、国有林からの出材の抑制を含めました需給調整、さらには減少した木材需要の喚起、こういった対策を実施しているところでございます。

以上が資料2でございます。

続きまして、資料3、現行計画の実施状況でございます。タブの05番でございます。

この資料は、現行計画に基づきます施策の進捗状況等を、施策の項目ごとに沿って、具体的な数字などを交えて整理をしたものでございます。

1ページと2ページにつきましては、現行計画に掲げる目標と実績について整理をしております。

ます。基本計画におきましては、基本法の規定に基づきまして、二つの目標を掲げております。その一つ目が森林の有する多面的機能の発揮に関する目標です。

1 ページに書いているものでございます。期待する機能の発揮に向けまして、育成のための人為の程度、あるいは森林の階層構造の違いによりまして、森林を育成単層林、育成複層林、天然生林の三つに区分をしております。下のグラフではそれぞれ青、オレンジ、グレーで区分しているものでございます。その上で100年程度先を見据えました将来の指向する状態、棒グラフの一番右側でございます。これを想定した上で、それを目指していく過程として、年度ごとの目標値を掲げております。

1 ページ左下のグラフに出てくる数値でございます。右上にございますとおり、現況が育成単層林となっている森林のうち、林業に適した森林はそのまま維持をし、それ以外の森林は、育成複層林化を図るという考え方を基本とする目標でございます。先ほども御説明いたしましたとおり、近年主伐面積が増大する一方で、伐採後の植栽面積は3割程度にとどまっています。これによりまして、育成単層林の減少が加速傾向にあります。再造林されなかったところは、天然生林として計上されているものと考えています。育成複層林の誘導状況、これが目標値であります。令和2年の目標120万ヘクタールに対して、29年度実績では105万ヘクタールと、目標に比べますと低位に推移をしております。

2 ページは二つ目の目標、林産物の供給及び利用に関する目標です。輸入材を含めました総需要量の見通しを示しつつ、国産材の用途別の利用量を目標として掲げております。折れ線グラフの総需要量につきましては、令和2年の見通し、7,900万立米に対して、これを上回るペースで推移をし、令和元年には8,200万立米まで増加をしています。これに対して国産材の利用量は、元年実績で3,100万立米となっております。令和2年の目標、3,200万立米に対して順調に推移をしております。

内訳の分析は右側に記載のとおりですけれども、26年実績との比較では、合板、それから燃料材向けの伸びが特徴的です。合板は構造用合板を中心に、国産材の使用割合が上昇したこと、また燃料材はF I T認定されたバイオマス発電所の稼働に伴いまして、利用材の利用が進み、目標を上回るペースで増加をしているという状況でございます。これらの目標値につきましては、各論の政策議論を終えた来年2月以降、次の目標値をどうするかということにつきまして議論を頂く予定としております。

3 ページ以降は、現行計画に基づく主な施策の実施状況を、施策の項目ごとに整理をしたものです。上を御覧いただきたいんですが、一番左の欄が大きな施策分野の区分。まず森林の多

面的機能の発揮から始まりまして、10ページからは林業の発展、更に12ページからは林産物の供給利用、15ページが国有林というふうが続いてまいります。現行計画で講じるべきとされました施策の構成に沿って、整理をしております。

中央の欄には、「具体的な取組等」とありますが、現行計画の下でどのような施策を行ってきたかを記述しております。

右側、「評価及び課題」の欄は、行ってまいりました施策について私どもなりにレビューした上で、今後更にこういう課題があるのではないかという問題意識を記述しております。

先ほど資料2で、めぐる情勢を御説明いたしましたけれども、この3ページ目以降の主要な項目をカバーするようなものとして、現状の御説明ができるよう、資料作成に努めたところがございます。

この資料3では、めぐる情勢で御紹介した以外のものも含めまして、現行計画の下での取組全体をオーバービューできるものとして作成したものでございますので、今後の各論の議論においても、適宜御参照いただければと考えております。

今日は時間の関係もありますので、この資料については以上とさせていただきます。

続きまして、資料4を御覧ください。タブの06番でございます。

今回の基本計画の変更に向けた検討に当たりましては、透明で開かれたプロセスとする観点から、国民、あるいは地域の事業者の皆様から御意見を広く伺って、林政審における議論に活用したいと、このように考えまして、初めての試みとなるものでございますけれども、事前の意見募集を行っているところでございます。

1ページのところにありますけれども、二つの方法により実施をいたしました。一つは特徴的な取組を行っている事業者等の意見把握、もう一つは、林野庁ホームページによる意見公募でございます。6月30日から7月20日までの期間に行いました。

2ページは、その一つ目の方法、事業者等からの意見把握の結果概要でございます。総計73の企業・団体等から、書面等による意見の聞き取りを行ったものでございます。森林・林業・木材産業の関係者、あるいは山村振興の関係者、自然保護関係の方、あるいは地方公共団体、関係学会、こういったところから意見をお聞きをしております。

3ページ、4ページは、その御意見のうち、提出数の多い項目などの概要を取りまとめたものでございます。全部で73の聞き取り先のうち、林業とか木材産業の関係者、あるいは建築関連の事業者が約6割の47を占めております。この関係もありまして、左側の分類でいきますと3ページの林業経営、それから4ページの木材生産・加工流通、木材利用・木材需要、こ

ういったところに関する御意見が多くなりました。

3ページの林業経営のところでは、再生林に関すること、それから林業従事者に関することなどが数多く挙げられております。

それから4ページの木材の流通あるいは利用といった分野におきましては、木材製品の品質・性能あるいは新しい技術に関する関心、意識の強さがうかがわれるものが多い印象でございます。

5ページ以降は、5ページ以降は、各事業者ごとに具体的取組内容や御意見等を取りまとめたものでございます。特徴的で興味深い内容が記載されておりますので、またお時間のあるときにお目通しを頂ければと存じます。

続きまして、大分飛びますが、79ページを御覧ください。ここからは林野庁のホームページでの意見公募の結果概要でございます。

これは地方3団体、あるいは経済3団体の事務局の方にも御協力を頂きまして、関係者に周知をしつつ、実施をしたものでございます。延べ228の人・団体から、総計356件の御意見をお寄せいただきました。御意見等の分類内訳は、このページの真ん中辺りから記載のとおりとなっておりますけれども、幅広い分野について御意見を頂いております。

80ページと81ページは、お寄せいただいた御意見のうち、提出数の多い項目などを抜粋して、概要を取りまとめたものでございます。様々な御意見がございますけれども、個々の御意見の文脈とか問題意識につきましては、事業者の方からの聞き取り以上に多様なものがあると感じているところでございます。傾向をその意味で一くくりにするようなことは控えさせていただきますけれども、82ページ以降には提出いただいた御意見を全て挙げておりますので、こちらもお時間があるときにお目通しを頂けると幸いです。

以上、ちょっと駆け足になってしまいましたが、全体に関する説明を申し上げます。よろしく御審議のほど、お願いを申し上げます。

○土屋会長 ありがとうございます。非常に膨大な資料を、簡潔にまとめていただきまして、ありがとうございます。

午前中のキックオフの部分については、11時55分ぐらいまで審議を行う時間があります。つまりあと75分をちょっと切ったところぐらいですね。ですので、質問、意見を75分の間に順次頂くというのも一つの手なんですけど、行ったり来たりしてしまいますので、初めの方で簡単な質問というんですか、確認の質問等がありましたら、それを伺って、それから意見だけというのなかなかやりにくいので、意見若しくはちょっと深い議論につながるような御質問は

その後で、つまり意見と一緒に言っていたいただいても結構だというふうになりたいと思います。

さらに、簡単な質問の方ですが、これも御説明いただいたのは、幾つかちょっと性格が違うものを全部御説明いただきましたので、資料ごとに分けて質問を受け付けます。全部で簡単な質問は15分か20分ぐらいで終わりたいと思っているんですけども、あとの1時間ぐらいで深い質問と意見、議論ということにしていきたいと思います。

では、一番初めなんですけど、ちょっと行ったり来たりするかもしれませんが、資料1、つまり議事の進め方について、これから1月ぐらいまでに、今日の午前中の総論から始まって、各論を議論していく。さらに2月から5月ぐらいまでは、もう少し具体的な、新たな森林・林業基本計画の内容に係る、つまり計画の内容が実際に文章で出てきているものについて議論をしていくことや、それから数的事項について議論していくというのがあるということになっていますが、この審議の進め方について、もしも御質問、これは御意見でも結構ですが、資料1の審議の進め方について何かありましたら、いかがでしょうか。

オンラインの方は、是非チャット若しくは手をお顔の前で挙げていただければと思います。こちらの会場の方は、皆さん、手を挙げていただければと。いかがですか。

よろしいでしょうか。

これは実は、これまでは現地の検討会というようなことが、委員総出で行って、そのときに現地の審議会も行うことがあったんですが、今回は今のところ、ちょっとそれは無理だろうということになっているところが、これまでと違うところになっています。ただし、これからかなり深い議論を続けてやっていくことになりますので、是非よろしく願いいたします。

それでは、一応、進め方については、これで皆さん御同意していただいたとして、あと、次に資料2というのがありますね。これは「めぐる情勢」についてということで、実はこの内容は、事前に委員の皆さんから御意見を頂くときに、私の見解を述べさせていただいたんですが、これからの基本計画の具体的な、主要なポイントになっていく、その前段階と考えていただいた方がいいんじゃないか。つまり、ここで目次を見ると、森林関係、川上関係、川中、川下関係、その他で挙げているような項目が、少なくとも現時点で林野庁の事務局側として重要な項目であるというふうに認識されているところなのです。ですから、ここから今度は課題や問題が出てきて、それに対する対応ということで、新たな施策の具体的な提案にだんだん踏み込んでいくというのが基本計画の流れですので、次に資料3です。資料3が、現行の森林・林業基本計画の実施状況ということです。これはかなり詳細な資料なんですけど、これはこれからの計画の議論の中でも、その時々で是非御参考にしていただきたいものです。

それからもう一つ、資料4です。これは今、企画課長から御説明がありましたように、これまで各森林管理局管内等で地方意見交換会を開いて、そこで御意見を頂くということ、それから学会等に集まっていたいただいて御意見を頂くということにしていたんですが、実は今回はこういう形で70数団体等から御意見を事前に頂いて、しかもそれは単に依頼しっ放しではなくて、ある程度やり取りをしながら意見をまとめて、こういう形で公表するというのは初めての事です。更に言えば、1か月未満の期間になってしまいました、全国民を対象にして様々な御意見を頂くということも、基本計画の変更の検討に入る前の段階としては初めての試みです。これは言ってしまうと、コロナ禍が生んだ非常に前向きの面だというふうに捉えておいて、ちょっとここで私の見解を言わせていただければ、是非これは、これ以降の基本計画の変更、つまり5年ごとにあるわけですが、その過程でもやっていただきたいと思っていますところなんです。

ただし、これについてもそれを一個一個を今検討するわけにはいかないところですので、是非これからの審議の中で、先ほどの実施状況、資料3もそうですが、資料3、資料4については適宜参照していただいて、議論に反映させていただければ有り難いというふうに思っております。

それから、この議事録は後で公開されますので、特に資料4の策定に御協力いただきました73の企業・団体の関係者の方々、それから二百数十件の御意見を頂きました国民の方々に、改めて審議会の会長としてお礼を申し上げたいと思います。

以上が資料3と4です。これについては内容に詳しく入るわけにはいかないんですが、この取りまとめの仕方、それから方法等について、若しくはそれに何か関連したことで御質問等がありましたら、ちょっとここで伺いたいんですが、いかがでしょうか。

こういう会議は一番初めに誰が発言するか、非常に勇気が要ることなんです。

横山委員、どうぞ。

○横山委員 横山です。質問というか、資料2の情勢の資料についての意見です。大変良くできているものだと思うんですが、特に3ページ目の森林管理に対する要請というページが圧倒的に防災に偏っていて、このことばかりで妥当かという点です。防災のことはもちろん、ここ数年、非常に異常気象のようなことが頻繁に起きているので、要請の高まりというのは正にそのとおりなんですけれども、これは非常時の要請事項なのであって、平常時の要請事項というのは、例えばこのヒアリングの対象を広げたために、このアンケートの結果の中には、いわゆる林業とは全く関係のない国民の方が森林に何を求めているかというリクエストとか、あるいはホームページの投稿の中にも、いろいろと今までなかった事項というのが散見されている

と思うんですね。

例えば森林空間利用の関心というのは、今までのキャンプとか登山とかいう昭和の時代のレクリエーションとは全く違った森林空間を求めている人たちが増えている。それから、生物多様性の保全に関するリクエストというのは、これも生物との接触とか、あるいは自然体験とかという中で、防災も含めて、いわゆる生態系サービスの供給能力を高めてほしいという、そういうリクエストだと私は受け止めているんですけども、そういう生物多様性の保全に言及するページが、この情勢の中でゼロというのはちょっとひどいんじゃないかなと感じた次第です。

なので、この情勢というのは、このキックオフの議論を始める前に作られた資料なので、これを別に改訂しなくてもいいとは思いますがけれども、今後のこの計画の中では、この辺りのバランスの良いテーマ設定というか、それを必要とするのではないかと感じております。

以上です。

○土屋会長 ありがとうございます。非常に重要な御指摘だったと思います。これは今日の午後の議論に直接つながる御意見だと。今はまずその取り上げ方についての御意見ですね。

○横山委員 はい。

○土屋会長 ほか、いかがでしょうか。

じゃ、丸川委員。

○丸川委員 どうもありがとうございます。事前の意見でも少し書いておいたんですけども、今のアンケート、大変貴重な資料だと思っています。大変興味深く拝見をして、こういうのはすごくいいことだと、いろんな意見が聞けるという。

ただ1点、このメンバーをずっと見せていただきますと、いわゆる川下のしかも、いわゆる不動産とか建築とか、いわゆる川下のユーザーといいますか、の方が少し少ないんじゃないか。個社でいえば、ゼネコンの1社が入ったりしていますけれども。私の御提案は、個社を呼ぶのはどうかと思いますけれども、例えば我々が付き合っているところというと、九州経済連合会は非常に積極的な感じがします。あるいは日商さんも地域を中心にやっておられるので、そういった方の意見をヒアリングするなり、あるいはこういう場に、リモートでもいいと思うんですけども、ちょっと意見を出していただくということになると、もう少し川下の意見が集約、吸収できるんじゃないかというふうに考えております。

この資料そのものに追加する意味で、そういうことをされればなという意見でございます。

以上です。

○土屋会長 ありがとうございます。

立花委員も。

○立花委員 ありがとうございます。意見募集の取扱いについて御説明をお願いしたいので、発言します。

というのは、これは意見を受け取りました、整理しました、ホームページで公表しましたでは済まされないと思うんです。例えば、様々な団体から出てきている2ページにまとめたものに対して、こういった意見に対してこのようなことを計画の中に盛り込みましたとか、今後こういうふうに取り組みますというような回答が必要と私は考えます。

これからの審議の中でいろんな意味があると思うんですけれども、まずは意見募集した結果についてどのような形で意見を取り入れていくのか、更にそれにどのような形で対応していくのか、それについて御説明をお願いしたいと思います。

○土屋会長 ありがとうございました。

今、三つ出ましたが、まとめまして御回答いただけますか。

○河南企画課長 3名の委員の方から御意見を頂きました。ありがとうございました。

まず、横山委員から頂きました資料2に関して、取り上げ方のバランスを欠いているところがあるのではないかと御指摘についてでございますが、全体をもう少し網羅的に拾うという選択ももちろんあったかと思うんですが、ここでの御説明の関係もありまして、必ずしも配慮が足りていないものになってしまったのかなというふうに今、反省しながら聞いておりました。

例えば、お話の中でもありました生物多様性に関する国民の皆さんの期待の高まり、あるいは従来型ではない森林空間の利用についての対応方向、こういったものも各論の議論の中でしっかり取り上げて、例えば多様性の話は今日の午後の資料にも出てまいります、しっかりと議論させていただく、そういうふうにやりたいと思いますし、今後また全般的なめぐる情勢の資料を作る際にも十分に配慮をしていきたいと考えております。

それから2点目の、丸川委員からお話を頂きました川下の、例えば九州経済連合会の方、あるいは日商の方からを含めたヒアリングにつきましては、どういうやり方があるかということも含めまして、ちょっと引き取らせていただいて、検討させていただければと思います。

それから、立花委員からお話いただきました各層の、あるいは事業者の方々から頂きました意見の取扱いなんですけれども、まずは当面の利用方法といたしましては、私ども、この後も各論の議論のための資料を作成いたしましたり、あるいは次の基本計画の案文を作る前段の論点整理などをする際に、こうやって頂いた御意見にも十分配慮した上で、それができるだけ

取り込まれるような、そういう整理をやっていきたいということがまず第一でございます。

その上で、それぞれ頂いたことにこういう対応をしたんだという回答を、しっかり頂いたものに返していくという観点につきましては、これはどこかの時点といいましょうか、一つの方法としては基本計画ができた後で、この部分でこういうふうに整理をしましたといったお返しの仕方があろうかと思うんですけれども、そういった整理を行うことを検討させていただきたいと思います。

○立花委員 ありがとうございます。特にこの73企業・団体については個別のやり取り、受け取ってから事務局の皆様とこの提出者の方とのやり取りがあったと聞いていますので、その流れの中でこんな形で対応しましたというのを、簡潔で構わないと思うので、是非行っていただきたいと思います。一般の国民から見れば、そのような形で作成したのだという形で認識されると思いますので、要点でいいと思いますので、ホームページ等で公表されるのがいいと思います。

以上です。

○土屋会長 ありがとうございました。

今の最後の点ですが、ほかの、特に欧米の各国ですと、こういった形で国民から意見を頂くというのは大分前からやられているんですけれども、何らかの形でそれに対してどう対応したかというのは説明があるというのが普通だと思いますので、いわゆるパブコメの場合はそういうのが必須ですけれども、それ以外の機会に声を頂いたときにも、是非次の機会に御意見を頂くときのモチベーションを高めるためにも、何らかの形で回答を、今、御回答がありましたように、それは全部終わった後で全く構わないと思いますので、御努力いただければと思いました。

ほかに、これはまだ内容に入っていない部分についてですが、何か御意見、それから御質問等ありましたら。

オンラインの皆さん、どうですか。深町委員、どうぞ。

○深町委員 ありがとうございます。横山委員さんの意見ともちょっと共通する分はあるんですけれども、私自身も、いろいろ会議の中でも質問させていただいてきた森林の文化だとか、木の文化だとか、林業以外の里山だとかいろんな、日本には森林があって、多様な地域、地域の文化があるというふうに思います。そういう部分について、今後議論する前提として、林野庁として、その一枚紙にはなかなか入らないと思うんですけれども、どういうふうな思いとか姿勢で取り組んできて、政策としての検証をどういうふうやってこられたのかというところ

を確認させていただきたいと思います。

今日、詳しい御回答はいいと思うんですが、是非ともそういう観点から政策について御説明とか、いろんな資料をもう少し充実していただけるとうれしいなと思っております。

○土屋会長 ありがとうございます。私の方の差配も悪くて、もう皆さん、資料2の森林・林業、木材産業をめぐる情勢についての御質問、御指摘の方に入っていますので、この資料2、つまり直接、これからの基本計画の検討に直接に影響する分になっていますけれども、これについてのまだ、先ほどから何回も言っていますように、深い御意見については、ひとまずもう少し後でしますので、その前の比較的簡単な質問や確認についてありましたら、資料2についてもお願いいたします。

長濱委員、どうぞ。

○長濱委員 長濱です。おはようございます。

私も今、深町委員がお話しされたことと関連するんですけども、資料2の1ページ目にある、森林・林業・木材産業の動向の1ページ目のところ、森林の「適切な」管理ということで意見書にも意見を書かせていただきました。「適切な」ということは「持続可能な」森林管理という表現に置き換えてそれを目指すというふうに理解しているんですね。その辺り、この「適切な」とか「持続可能な」ということに関して、具体的にどんな政策をお考えなのかなどということ、もう少しお話を伺いたいと思います。

この1ページに書かれているのは、森林環境譲与税の活用も想定というところで、幾つか枠組みの中で提示されているんですけども、この辺りも含めて、現在までと、そして今後のビジョンについて、お考えを是非お聞かせいただければと思います。どうぞよろしくお願いいたします。

○土屋会長 ありがとうございます。

もう一つぐらい御意見があれば、お願いしたいんですが。

はい、どうぞ。

○河野委員 資料の提供と御説明、ありがとうございました。

事前の質問で書かせていただいているんですけども、資料2については、現在の状況を端的に各ページで表していると思うんですが、各論点の名称、タイトルをもう少し整理された方がいいのではないかというふうに感じております。例えば3ページ、4ページですと気候変動と自然災害への対応ですとか、5ページ、6ページですと持続可能な森林管理ですとか、もう少し誰にでも理解しやすい共通で平準化されたタイトルを付けて、森林・林業においては、

こういうふうな現状であるという御説明をしていただけると、私たち国民も理解しやすいかと思っております。

こういうふうな整理をお願いしたその原点は、関係者の皆さんの森林や林業の施策に関する御理解や見方と、私のような一般消費者から見たときの見方というのに、距離があります。それで、林業というのは、本当に長期のライフサイクルで結果が見えてくるものですから、ほかの施策といいたまいますか、他府省庁さんでやられているのと同じような共通の視点でタイトルを付けてくださると、林業における課題というのがどこにあるかというのが分かりやすくなるというふうに思ったところでございます。

以上です。

○土屋会長 ありがとうございます。今、三つたまりましたので、たまるとは失礼な言い方ですね。出ましたので、もし御回答があれば。

○河南企画課長 ありがとうございます。いずれもこの後の各論の議論を含めまして、ずっと議論をお願いしていく過程で、私どもも深く心に刻みながら対応させていただくということかと思ひながら、拝聴したところでございました。

まず、深町委員から頂きました文化ですとか多様性といったお話につきましては、山村の振興のところで、森林空間の利用について取り上げることも考えておりますし、また、今日の午後には生物多様性の話も取り上げさせていただきたいと思っております。そういった議論を通じまして、最終的には、基本計画を書くときには、その各論の政策を書いていくところとは別に、基本的な認識を書く、こういう情勢変化が起きている、それに対してこんなことを我々は考えているといった、そういう総論を書く部分が前半部分にありますので、そこをどういうふうに記述をしていくかということに、最終的には結実をしていくのかなというふうに考えたところでございました。

それから長濱委員からお話を頂きました、森林管理についての「適切な」という言葉とか、あるいは「持続可能な」という言葉に関してでございますけれども、先ほど御指摘を頂きました、資料2の、めぐる情勢の1ページのところで申し上げますと、ここも文字で紹介をしているんですけども、林業経営に適した森林については林業経営者の方にきちんとつないで、そこでできるだけ効率的にやっていただくということだと考えますし、また、そうでない、なかなか経済的に成り立たないような森林については、市町村が自ら管理して、そこに森林環境税の活用を想定するというのが、森林経営管理制度との関係では、今申し上げたようなことになろうかと思ひます。

ただ、地域によって様々な実態もあろうかと思ひますし、それぞれの取組、多様なものがあるかと思ひております。この点についても、引き続き議論を深めさせていただければと思ひております。

それから、最後に、河野委員からお話を頂きました資料2の各論点の名称については、正に御指摘いただきましたとおり、我々この業界に身を置いている者だけではなくて、一般の方々に、いかに御理解を頂いて、SDGsの動きもありますけれども、皆さんの生活とか皆さんの社会にいかに森林が貢献していくことができるかということも併せ御理解いただく、そういう観点を含めまして、きちんと我々の気持ちが伝わる、そして理解を頂くようなことを、タイトルの付け方を含めまして、これから十分配慮していきたいと思ひております。ありがとうございます。

○土屋会長 ありがとうございます。事務局の方がずっと後ろの遠くの方におられて、なかなか見にくいんですけども、森林利用課長箕輪さんの方から。

○箕輪森林利用課長 少し補足をさせていただきます。森林利用課長の箕輪でございます。

資料2の1ページで、森林の適切な管理という表現で、森林経営管理制度の概要を紹介しております。森林経営管理制度は、先ほど企画課長からありましたけれども、これまで定期的に経営や管理がされていない森林を、市町村を通じて森林を適切に経営管理していくための仕組みということで、新しい動きとして御紹介をさせていただいているのかなというふうに思っておりますし、もちろんこれ以外に、通常の公共事業でありますとか、先ほど来質問にあります里山林の整備につきましては、森林・山村多面的機能発揮対策というのを平成25年度から実施をしております、特に地域の皆様が地域の里山を守りたいというような活動に対して、私ども支援をしております。そういう形でその地域の文化といいますか、里山、そういうものを守ってきておりますし、引き続きこれについては取り組んでいきたいというふうに思っているというところでございます。

少し補足をさせていただきました。

○土屋会長 ありがとうございます。ほかは、いかがでしょうか。

はい、どうぞ。

○立花委員 ここでの質問とは若干違うんですけども、資料2について質問をしてよろしいということでしたので、昨年5月の国会の衆議院農林水産委員会の方で参考人として話をした立場から、今危惧していることを御質問させていただきたいと思ひます。

12ページにございます新型コロナウイルス感染症による影響のところになります。需給調

整のところ、国有林の立木販売の一時延期や搬出期間の無償延長とあるんですけれども、今年度から始まっておりますこの樹木採取権については今こういった状況になっているかについて、御説明いただけないでしょうか。

というのは、正にその需給関係もありますし、今日、企画課長からお話がありましたように、住宅着工戸数の減少を始めとした影響が出ており、来年に向けてもこの状況は続くのではないかと、私は個人的に危惧しています。こうした中で当初の計画どおりにはなかなか進められないんじゃないかと思っているものですから、今の状況について御説明をお願いできればと思います。

以上です。

○土屋会長 ありがとうございます。

ちょっと、付け加えさせていただきますと、実はこの前の審議会は書面審議だったんですね。195回は9月7日に、いまやっている基本計画のキックオフ会議と、いわゆる国有林のミニ白書について審議する予定だったのですが、台風接近の影響で、9月11日に書面審議で開催したということにしました。書面審議では、いわゆる国有林のミニ白書についての審議のみを行いました。

そのときに委員の皆さんからメールで御意見を頂きました。これは議事録という形で公開もされているところなんですけど、実はその中でも、今の立花委員から御質問がありましたような樹木採取権についての御意見、御質問があったところです。要するにコロナ禍の中で、かなり需要が落ち込んでいる中で、地域や、それから様々な産業に対する影響というのを考えると、その実施についてはある程度慎重に考えた方がよろしいんじゃないかという御意見があったところでした。

これについては、私はそれについては意見を出していないんですけれども、個人的には、これまでの経緯からすると、この樹木採取権の実施については地域に対する影響、それから様々な既存の産業に対する影響ということ注視して、やはり慎重に実施されるべきところだというふう考えております。

今のは付け加えですけれども、少しこれに御回答いただけますか。

よろしく申し上げます。

○関口経営企画課長 経営企画課長でございます。

まず、今、会長がおっしゃったとおり、前回の書面開催で行われた林政審議会におきまして、各委員から樹木採取権の対応について御意見を頂いたところです。

これまでの経緯といたしまして、林政審議会でご議論いただいたとおり、樹木採取権につきましては、増加する国有林の材の一部について設定するという事で整理され、これは国会でもそういうお話をさせていただいたところです。

現在、コロナの関係で需要全体が落ち込んでいるという状況にあって、これも説明させていただいたとおりですけれども、国有林の出材抑制をさせていただいている状況にあります。なかなか、この後どうなっていくかという状況が見通せない中ではありますけれども、実際どうやって、この需要が回復していくかということを見定めながら、実施時期等については慎重に検討させていただきたいと考えているところです。

○土屋会長 ありがとうございます。立花委員、よろしいですか。

○立花委員 はい。

○土屋会長 これについては、これまでの議論の中でも、適宜状況を審議会の場等で御報告いただくということになっていますので、是非これからもよろしくお願いいたします。ありがとうございました。

時間が思ったよりも、皆さんの活発な御質問、御意見を頂きまして、少し、私が想定したよりは食い込んでいるところなんですけれども、もう大分、資料に基づいて、内容にまで踏み込みつつある御質問等が出ているところです。

ですので、これから先は、もう少し制約を外しまして、皆さんから御意見、若しくはそれに付随した御質問等を頂きたいところです。

実はちょっとその前に、委員の皆さんにお礼を言うのを忘れていたんですけれども、今回は御意見を事前に頂くということを複数回やっているんですが、そのうちの一つとして、これも事前に今回の参考資料にありますように、参考1にありますように、各委員の皆さんから、この午前中の、つまり森林・林業・木材産業全般に対する意見ということで、様々な御意見を頂いています。この御意見は御意見として残るわけですが、この御意見に基づいた御発言でも結構ですし、ここには詳しくは書いていないけれども、このこともあるのでという別の御意見でも結構ですので、これを一つのよすがとして、御質問、御意見を頂ければと思います。

今日、午前中もなるべく多くの皆さんから御発言を頂きたいので、これまでももう御協力いただいているところですが、御質問、御意見はなるべく簡潔にさせていただいて、多くの皆さんが御発言ができる機会を作ることに御協力いただければと思っています。

余りこういうことを言うと、だんだん皆さん手が挙がるのがおっくうになってきますので。

はい、どうぞ。

○小野委員 小野なぎさでございます。

ちょっとライトなところの質問というか、意見の範囲内で先にお話しさせていただきたいんですが、今回の国民の意見を募集するというのは、本当に大変すばらしい取組だなと思っておりまして、私もいろいろな気持ちを持ちながら拝見した次第です。

1個御提案なんですけれども、今回のこの意見を拝見していて、およそが国の指針ですとか、施策に対する意見や訴えが多いと思うんですが、台風や豪雨等の災害ですとか、コロナに対しては国民の不安を訴える意見が多いのかなというように感じました。これに対しては、ほかの指針とは異なって、国が、林野庁側が今後こうなりますということが言えないと思うんですよ。我々も分からない中でやっていますので、ちょっとほかの施策の情報の伝え方とは、もう少し丁寧に、例えばこの頂いた資料の7でしたかね、防災の資料を頂いたと思うんですけれども、過去にこういうことがあって、その中で対策をこうして、治山の事業を行って、こうなりましたという過去の経緯であるとか、あとは成功例、失敗例、又はこれからこう考えているという情報を、もう少し丁寧に発信して、さらに今回、計画のこの見直しの段階でしたので意見の聴取というのがあったと思うんですけれども、この災害等に関しては、今回だけでなく、民間事業者であるとか国民の方からいろいろな御提案、又は対策に対する良い案がもしかするとあるかもしれないので、このような意見のやり取りがもう少しライトにできるような環境や、関係づくりというのを作っていかれるといいのかなというふうに思いました。

以上です。

○土屋会長 ありがとうございます。

また少し御意見を幾つか頂いてから、まとめて回答していただくことにして、ほかの委員の方の御意見を頂きたいと思いますが、いかがでしょうか。もう、どこからでも結構です。

どうぞ。

○村松委員 どのタイミングで話させてもらったらいいのかなと思っていたんですけれども、今、民法の改正が議論をされていて、所有権というものに対する責任が議論をされているんですけれども、これ、林業に対して考えていく意味で、森林の所有者の責任というものが過度の負担を強いられるのではないかという懸念というか、おそれのある法改正が今行われようとしています。

これは、そのとおりに、今心配されているように決まっちゃうと、とんでもないことになって、この基本計画等をいろいろ作っていても、そんなことをやっている暇がないと。絶対に隣の人に迷惑をかけないように、全ての施策を集中しなければみたいなことになりかねないん

じゃないかと思っっているんですが、森林所有者の管理措置請求制度のこの改正ということで、隣地に対して何か問題を起こしたときには、その撤去等を命ずることができて、その負担は所有者が全て負担するというようなことが決まってしまうと、とんでもないことになる。今、日本の最大の森林所有者は国有林でしょうから、もし国有林が隣地に対して及ぼす何か障害というようなものについて徹底的に対応しなさいと言われてたら、国はある程度の能力があるから、それをいろんな隣地の人たちがみんな訴え出すようなことになったら、とんでもないことになってしまう。その辺をどのように受け止めておられるのか。是非これは過度の負担が課されるような形には絶対なってもらいたくないというのが、森林関係者の一同の思いです。

まずその辺について、どのようにお考えになっておられるか、ちょっと見解をお聞きをしたいと思います。それをまずお願いします。

○土屋会長 ありがとうございます。

今の村松委員からの、言ってみれば、基本計画の前提になるような大きな法改正についての現時点での御見解を伺うということだったので、その前の小野委員のご提案とは大分性格が違うんですが、ひとまず小野委員の質問にお答えいただいて、それから分けて村松委員の質問への回答をお願いします。同じ企画課長さんがお話することになりますかね。違いますね。

ですので、初めはまず小野委員について。

○河南企画課長 小野委員からの御意見、どうもありがとうございました。

今回の資料4で御紹介をしたこういう取組を、更に、お言葉を借りるとライトな形で、もう少し広げて続けてみることもいいんじゃないかという御提案というふうに拝聴いたしました。

先ほど丸川委員から御意見を頂いた点とつながるところ、あろうかと思えます。一旦は、7月20日で締めたところなんですけれども、この後は更に原案ができた後でパブリックコメントという時点でまた皆さんの御意見を頂く、そういうフェーズはあるんですけれども、その間に何かしらの方法があり得るのかということも含めて、我々の方で検討させていただければと思います。ありがとうございます。

○箕輪森林利用課長 森林利用課長でございます。

村松委員のお話、ちょっと補足をさせていただきますと、今、法制審議会という場で、民法とか不動産登記法の見直しが行われております。

その背景としては、所有者不明の土地が増えている。これは森林に限らず農地、普通の宅地も含めてなんですけれども、そういう中で、その土地の所有者が分からない中で、その土地をどういうふうに管理していくのかということが議論されているところです。具体的には、もう

その管理ができないよという人については土地の所有権を放棄してもいいんじゃないか。所有権を移転させてもいいんじゃないかというような議論とか、先ほど村松委員がおっしゃったのは、そういう所有者不明土地も含めて、その土地で、例えば土砂崩れが起きてしまったと。土が、人が住んでいる住宅に流れ込んだときに、じゃ、誰が責任を取るんだというようなところで御議論がされているというところでございます。

林野庁としても、今、村松委員がおっしゃったように、過度に森林所有者の責務というのが課されることについては懸念を示しておりますので、これについては法制審議会等の場で、私どもの立場というのは御説明をさせていただきますし、既にパブリックコメント等ある中で、関係者の方から、そのような御意見が、懸念が表明されているということとなっているという状況でございます。

この法制審議会の議論、まだ続いておりますので、そういう場では、先ほど言ったように私どもの立場というのは主張させていただいて、しっかりと法務省などと協議をしていくというような形でございますので、そういう形で引き続き対応してまいりたいというふうに思います。

以上でございます。

○土屋会長 ありがとうございます。

村松委員、まだ御意見の続きはありますか。

○村松委員 今の問題じゃなくて。

○土屋会長 いや、今の問題、1番の。

○村松委員 はい。所有者不明の土地についての対策というのが、またそれに対する適用のいろいろな手法が生まれるということは、私どもは反対はしません。そういった土地が増えてきて、管理ができなくなっているということに対して、何らかの形の手を加えられるような方法というのが生まれるということに関しては、私どもはあっていいことだとは思いますが。

しかし、所有者が分かって、その所有者の過度な負担によって、隣地に対する迷惑、これは所有物が都会のように隣り合って、住宅が隣接していて隣の家にもものすごい迷惑をかけているということに対して、しっかりと対応しなきゃいけないことはごく当然なことだと思うんですけども、やっぱりそういうことも話し合いは良識の範囲で行われてきた。そうしたことを法文化して、法制化して、一定の負担を所有者が負担すると一義的に決めてしまうというようなことは大きな懸念というか、問題を生じやすいんじゃないかと思っていますし、その点についても当然、林野庁の皆さんも御心配というか、そのとおりになってはいけないと思っていますので、一方の皆さんの主張に負けないように、しっかりと主張していった

だきたいというふうに思います。

○土屋会長 ありがとうございます。

今のこの件は、今のやり取りの中でもお分りのように、かなり重要な問題を含んでいまして、要するに所有者が不明の話だったのが、かなり所有者全体の、かなり厳しい責務というふうな話になってきていまして、ただし、これも御説明があったように、法制審議会には我々の考え方をある程度代表するような方が直接は委員になっておられないので、これはひとまずは林野庁の方に頑張ってもらっていただくしかないのだと思います。

ただし、今回の林政審議会のこの御意見は、議事録にちゃんと残りますので、要するに公的な一つの意見として残りますので、それが一つのよすがになるかとは思っております。

ひとまずここでは、ここまででよろしいですか。はい、ありがとうございます。

それでは、もうだんだん皆さん、おなかが減ってきているところだと思うんですが、あともう一息なんですけれども、まだ御意見を頂いていない方、できたら御意見を頂きたいなと思っております。

午後の各論でも当然また御意見があるわけで、そちらの方で御意見を予定されている方も、是非こちらの方でも言っていただければと思います。あと大体30分弱というところなんです、なるべく多くの方に御発言いただきたいと思っておりますので、御協力お願いします。

今、野田委員の方から手が挙がりましたので、どうぞ。

○野田委員 野田でございます。

意見と提案というんでしょうか、まず木材産業をめぐる情勢の中の、先ほどからお話に乗っている新型コロナの感染問題から来る影響なんです、この資料では、今年度の住宅着工数を含めたいろんな需要動向がきちんと分析されていて、ここまではいいと思うんですが、やはり一番大事なことは、今後の需要動向を不透明と言いつつも何らかの推定をしっかりと、それによってこれからの林業政策がどうなるかということ、この基本計画の中には、木材の需要動向という大きなファクターとして入っていると思うんです。特にここ10年間というのは、国産材の需要拡大という背景の中で、新しい施策を含めて、様々なものが積極的に投入されてきたと思います。この新型コロナの感染問題によって、仮に国産材の需要が減少傾向に入ると今までの根底が、今までの施策の根底も崩れてしまう可能性があると思います。

そういったことでこれからの、非常に難しい話なんです、今後の木材の需要動向をどのようにまず想定をしていくか。その木材の需要が大きく減少しないように、どのような施策を積極的に打っていくのか。今までの施策の延長線上では、多分足りないんじゃないかと懸念をし

ております。

意見も含めまして、特にこの新型コロナの感染問題の影響に対して、どのような積極的な分析と対策を打っていくかというのが重要だろうと考えています。

以上です。

○土屋会長 ありがとうございます。

幾つか御意見、御質問を頂いてから、まとめて御回答いただきたいと思いますので。

福島委員、どうぞ。

○福島委員 資料2に関して2点、感じたことをお話しさせていただきたいと思います。

資料にもありましたように、林業従事者の収入は増加傾向にあるものの、依然大変厳しいということですが、森林所有者、林業従事者の収益を上げて、持続可能な産業にしていくために、10ページにありました都市部における木材需要の創出というのは、大変重要な観点だと思っております。

昨年でしたが、仕事で、都市部における木材需要の拡大を目指してというテーマのシンポジウムのコーディネーターを務めさせていただきました。そのとき、パネリストには経済界の代表、それから建築家、あるいは大手ゼネコンや設計事務所のトップの方たちに参加していただいたんですが、木材の技術革新によって中高層の木造建築が可能になったということで、環境に配慮した経営の重要性から、自社ビルであったり、商業施設であったり、あるいは木材の持つぬくもりとか温かみというところから、介護施設とか病院などへの幅広い分野で都市部における木造建築を増やしていきたいというニーズが経営者の間で非常に強くなっている、高まっているということを実感いたしました。

そうした経営者層のニーズに応えるために、設計事務所とかゼネコンでも、木造建築の技術取得のための研修会や勉強会も今、盛んに行われているということだったんです。

都市部におけるまとまった安定した国産木材の需要をある程度見える化ができれば、川上、川中の供給サイドも、これまで以上に安心して投資をでき、結果的に生産性向上や、コストダウンにもつながっていくのではないかと思います。

そうした観点から、今回幅広く、いろんな方の御意見を事前に募集をされたわけですが、先ほど丸川委員がおっしゃったように、今後、事前に聞く声の中に、経済界の代表、経営者層の声も直接聞いて、木材の利用を進めていく上で、どんな要望があるのか、どんな面が今課題になっているのか、直接、将来の大型エンドユーザーになり得る経営者側のニーズを聞くということは、これからの林業にとって重要なことなのではと感じております。

もう1点は、コロナを経験して、今後のウィズコロナ、アフターコロナの社会において、国民の、森林が持っているレクリエーション機能への関心が非常に高まっていくのではないかと感じています。コロナの感染拡大で外出自粛が広がる中で、消費者に支持をされて非常に販売量を伸ばした商品の一つに、キャンプ用品があったんですね。3密を避けて、豊かな自然環境の中で、家族や仲間たちと、ゆったりと安心して過ごしたいという、そういうニーズが高まったためだと思います。今後のライフスタイルとして、そういう森林が持つレクリエーション機能、自然環境の中でゆったりと過ごしたいというニーズは確実に高まっていくと思いますので、例えばお薦め国有林とか、遊々の森などの広報活動をより強化していただいて、多くの国民にすばらしい自然資源としての森林に触れていただくことで、ひいては森林保全の重要性を理解してもらうことにつなげていっていただきたいと思います。

以上です。

○土屋会長 ありがとうございます。

玉置委員、どうぞ。

○玉置委員 2についていろんな意見が出ておりますので、同じようなことになるかと思いますが、全国の状況を分析した上で施策の補正だと思いますので、まだまだ本当にこれは全国の状況を捉えてあるのかなということを思います。

それは、先ほど都市部という話が出ましたけれども、全く地方は違うわけです。コロナにしても、災害にしても。いろんな災害が起きるたび、その状況によって、条件によって起こり得る災害の形というのは全然違う、影響も違うわけです。

ですから、先ほどから皆さんがおっしゃっていますように、これだけの意見公募の成果というのはものすごいものがあると思います。しかもヒアリングではなくて、書いていただいたというのは、すごいことだと思います。これをどれだけ生かして成果を出していくかというのは、書いていただいた人への責任だと思います。そういう意味ではこれらの施策を全て、もうちょっと広い目で、全国に照らし合わせて、細かく、特に各論に入っていくほど、細やかにやっていただければなというふうに思います。

○土屋会長 ありがとうございます。

ここでどうかと思ったんですけれども、まだ聞きましょう。

はい、どうぞ。

○網野委員 玉置委員の続きになってしましまして、今の福島委員の方から、現時点で都市部の大型ユーザーとしての、経営者の意見を聞くというのが非常に重要であるというお話が出た

んですけれども、確かに私も重要であるとは思いますが、それに偏るということが非常にやっばり危険なんだなということは私自身、思っております。先ほど何名かの委員の中から、バランスという言葉と、それから需要の予測困難というお話が出てまいりました。私も全くもって同感でございます。

今回のこの資料を読ませていただいても、比較的、やはりバランスというものに対しての配慮が若干欠けているのかなというような気がいたします。人口減少という問題があって、そろそろ我々の消費とか需要の動向というものの大きな転換が図られる。しかしそれは予測困難であるという事態にあって、更にここにきましてコロナというものの追い打ちがかかってまいりました。そして、正にどういう方向に私たち行ったらいいんだろうか、そういうような状況に今、私どもはいると思うんですね。

その中で、例えば、この中で都市部の木造建築の推進、確かにそれは極めて重要なことではあるんですけれども、どちらかといいますと、私の個人的な感想では、それは補完的な施策なんです。つまり、住宅需要が落ち込んでしまったので、何か新しい需要を喚起しなければいけない。しかしながら、その補完的な需要って、一つに偏ってしまうと、予測困難な時代においては非常に危険なところがありますよね。

私も意見の方で書かせていただいたんですが、こういうときだからこそ、何が次の時代を背負っていくか分からないので、非常に多様な種まきをしておかなきゃいけないんだろうな、そういうふうに私自身は感じております。したがって、バランス、予測困難という意見が、委員の中から出たということは、非常に私も共感しております。

以上でございます。

○土屋会長 ありがとうございます。今、委員の間での意見交換もあって、私自身も非常にわくわくしているところなんで、ひとまず回答いただける部分があれば頂いて、これはパスというか、必ずしも御意見として今の段階では伺っておくだけという場合もあり得ると思いますね。

○河南企画課長 ありがとうございます。今、特に需要の見通し、この先の見通しに関する御意見、たくさん頂いたというふうに認識をいたしております。

まず基本計画の立てつけとの関係で、1点御紹介をしたいと思うことがございまして、先ほど、資料3というのを御説明した際に、基本計画の中では二つの目標を掲げておりますということをお紹介をいたしました。資料3の1ページと2ページのところなんですけれども、森林の有する多面的機能の発揮に関する目標と、それから林産物の供給及び利用に関する目標の二

つでございます。

この後、コロナも相まって需要がどうなっていくかということにつきましては、この二つ目の目標のところ、どうしても何らかの数字を取りまとめていくことに向けて、どう見込むかということ、一定の考え方を整理しなければいけないというふうに思っているところでございました。

2ページを御覧いただきますと分かりますとおり、製材の需要、合板の需要、パルプチップ、燃料材、そういったものに分けて、これぐらいの需要があるだろうということを見込んでいくという作業を、私どもはやっていくということになります。この中でコロナの影響がどう及ぶかというのは、なかなか見通せないというのが正直なところではございますけれども、一方で、最近の変化の状況として、福島委員からキャンプ用品のお話もありましたけれども、例えばテレワークが広がることによって、今までの住環境に求められているものより、できるだけより広い、おうちで仕事をするようになると、今までよりも広い床面積を求めるとか、そこで長時間過ごすことで、快適に過ごすための家具、椅子とか、そういうものを求める声、そういうものもあるんでしょし、更にいくと、都市部を離れて、地方に移ることを選択肢として掲げる人も出ていらっしゃるんじゃないかとも思います。そういった動き、ぼつぼつとは出てきているかと思うんですけども、今申し上げたものを含めて、ウィズコロナ、アフターコロナの中で、どういう可能性が広がっていくかということについても、是非、林政審の委員の方々から様々、御意見を頂けると有り難いと思っております。

それから玉置委員から頂きました、全国の状況は様々である、都市部と地方も違うということについては、私どもは十分に認識をしながら、それぞれの皆さんに共感いただけるような議論ができるように心がけていきたいというふうに考えます。

それから、網野委員からありました先ほどの需要の話と関係いたしますけれども、なかなか先が見通せない中で一つの、一本足打法というんでしょうか。これだけということではないというのは、おっしゃるとおりだなと思いつつ拝聴しておりました。これも先ほど申し上げたことと重なるところがありますけれども、多様な種まきというお話がございましたけれども、いろんなこういう分野がある、こういう可能性があるということ、是非この後の議論でもいろいろ御教示を賜れば、有り難いというふうに思っております。

ちょっと御回答し切れているかどうか、あれですけれども、ひとまずお答えさせていただきました。

○土屋会長 ありがとうございます。

ほかの関係の部課長さん、もしもあれば。

○箕輪森林利用課長 森林利用課長でございます。

福島委員から、森林レクリエーションの話がありました。企画課長からありましたように、正にそういうニーズが今高まっております。実は、これはコロナが起きる前から、地方に移住をしたいというような方々が増えている。それに今回コロナが起きて、それが加速化しているのかなというふうに感じております。

そういう中で、今ありましたように、そういうレクリエーション的な、いわゆる観光的な需要のほかにも、ワーケーションと最近言われますけれども、仕事をしながら森林空間で楽しんでいただくというような形で、森林空間をうまく使えないか。更にそこで山村部、森林に携わる人が何らかの仕事に携わるということですね。1点目の御質問にありましたけれども、従事者、山村に住む方の所得の向上にもつながるんじゃないかなというふうに期待しております。

この辺をまとめて、私ども、森林サービス産業という新しいものを興せないかということで取組を進めさせていただきます。また、山村振興については、別の機会に御議論いただく場があるかと思っておりますけれども、一応今日はそういう取組を進めているということだけ、御紹介させていただきます。

○土屋会長 どうぞ。

○関口経営企画課長 福島委員から国有林にも言及があったので一言だけ。

レクリエーション関係ですけれども、レクリエーションのほかに、御紹介のあった遊々の森等でございます。森林環境教育とかリフレッシュとか、そういう場についての国有林の提供というのは、コロナに関連してかなり注目されていると思っておりますので、しっかり対応していきたいと思っております。

また、来年度予算で、ワーケーションの場ということに関しても検討の上、予算要求等もしています。厳しい予算状況ですが、しっかり対応してまいりたいと思っております。

○土屋会長 ありがとうございます。

○眞城木材産業課長 木材産業課の眞城でございます。

野田委員の方からございましたように、需要の予測に関しては、大手の住宅メーカーに回復の動きがみられるなど、まさに今、需要動向に変化がみられるという状況でございます。引き続き、議論に資するよう状況を把握してまいりたいと思っております。

また、バランスの議論もございました。大需要地としての都市部の建築物に注目しなくてはいけないということはまず一つございますが、そのみならず、例えば、住宅を含めた横架材

など充実してきた資源の利用の観点から幅広に対応してまいりたいと思います。

○長野木材利用課長 木材利用課長でございます。

福島委員におかれましては、ヒューリックさんの社外取締役ということで、大変、都市の木造化に牽引を頂いて有り難いと思っております。特に私ども、その都市部も含めて、非住宅需要に木材利用を進めていくということに関しては、施主様の理解ということが非常に大事だと思っております、その皆様の方のニーズを踏まえながら、それを国産材で供給していくところを、安定供給していかなければいけないというふうに考えております。

この森の資源は自然資本というものでございますので、やはりそういう環境配慮の経営をされている方というのは、本当に持続可能性、サステナブルなことに対する意識が高くもたれているということでございますので、そういう方々に、この日本の森の持続可能性に資する、山元への還元に資する木造化、木質化というものに御協力を頂きたいというふうに考えておりますので、是非引き続き御意見を頂ければと思います。

また、網野委員からございましたバランスの話ですね。私も地方を回っておりますと、いろんなところでお話を聞きます。森というのは本当に様々でございまして、日本は特に四季もありまして、多様な植生があるということが特徴でございまして、その土地土地の木の文化もできておるということで、その土地に合った森と木と、そしてその使い方というものがあると思っておりますので、そういうものを引き続き、その地域が何を選択してやっていくのかというのを応援できるようなことというのを進めていきたいと思っておりますし、針葉樹だけではなく、広葉樹も含めて、その消費というものを考えていけたらなというふうに思っております。

○土屋会長 ありがとうございます。かなり時間がなくなってきているんですが、一番初めから申し上げたように、なるべくキックオフということもあって、多くの委員の方に御発言を頂きたいところがありまして、今のところ、まだ御発言がないのは、古口委員と、塚本委員、中原委員、日當委員、松浦委員ではないかと思うんですが、全員に御発言いただいていると時間がなくなる可能性はあるんですけども、短く、少し御意見がありましたら、お願いしたいところなのですが、どなたか。

塚本委員と、古口委員も挙がっておりますね。

じゃ、レディファーストで塚本委員から。

○塚本委員 ありがとうございます。これまでの委員の方々の御発言から多角的な視点で検討していく必要があることを改めて感じました。

資料2の1ページの左上にございます「森林資源の現状」のグラフでは50年生を超える人

工林が50%となっており、我が国の森林が利用期を迎えていることが分かります。次期計画においても、現行計画以上に森林管理と林業の視点は非常に重要であり、林業の成長産業化の実現という基本的な考え方を堅持していくべきと思います。

上の枠内の中にも記載されていますけれども、森林経営管理法、森林環境税、森林環境譲与税等の制度面も既に整っていますので、新型コロナウイルスの影響などの不確定要素もごさいますが、林業経営を成り立たせ森林を適切に管理する仕組みですとか、木材の利用を促進するための施策ですとか、そういう基本的な部分をきっちりおさえた内容としていただきたいと思います。先ほど、委員の方々から森林の多様な利用についてのお話でしたが、森林計画制度の中で機能別に森林をゾーニングしていくとの基本的な考えがあり、それに沿った形で利用する森林と保全する森林とのバランスにも考慮していただき林業の成長産業化を実現させる基本計画にしていきたいと思います。

○土屋会長 ありがとうございます。

それでは、古口委員、お願いいたします。

○古口委員 茂木町長の古口です。

林業、木材産業を振興させて、森林を守っていくという、これはある意味で基本だと思うんですが、私どもは首長ですから、究極的には山村を守る、山村を再生していく、ここが一番大事だと思います。ただ、やはり私も何年かここで審議委員を務めさせていただいておりますけれども、いまだに山村を守るというところまではいっていないのではないかな。山村は疲弊をしていくばかりです。

今日、皆さんからいろんな意見が出ていて、多様性という言葉があつたりしますが、やはりこれからは多様で健全な森林だけでなく、多様で健全な山村の在り方、そういうものの議論も、ここで深めていってほしいと、私は思っています。

要は首長としては、究極的には山村を守るためにどうするのか、山村を守るための山の在り方はどうなのか、そういうことをしっかりと捉えた上での議論をお願いしたいと思っています。

2点目。「コロナがあつて、森林、山村の価値が見直された」という、このフレーズは、このところ大変あちこちで見られていますけれども、それじゃ、我々今まで何をやってきたんだろうと。コロナがあつてもなくとも、山村にも森林にも大切な役割がある価値があるということを、しっかりと国民の皆様に分かっていただけるようにPRしていく、私はそういうことが大事だと思っています。

以上です。

○土屋会長 ありがとうございます。

中原委員、お願いします。

○中原委員 専業林家としての切り口は、どうしても私は生業としておりますので、切り離すことができないので、ちょっと偏ったこともあるかもしれませんが、その分は差し引いてお聞きいただきたいと思うんですが、林業、森林、木材業、これは今、環境の切り口で生物多様性なるものとか、SDGsの17項目の、おおむねさっとこじつけなくても、14ぐらいはもう森林・林業に係ることが多いんですね。また、それが逆に僕は、多岐にわたって皆さんの意見を吸収せざるを得ない状況もあったりして、收拾つかない部分があるんじゃないかと思うぐらい御苦労をなさっていること、察するに余りあることだと思っております。

それで、今の皆さんの御意見を聞くと、今もちろん大事ですよ。コロナもあって、今どうするのか、来年どうするのか。大型公共建築だとか、環境の憩いの何とかだとか、今必要だ。僕は、この資料2の1ページ目ですか、ここのタイトルに写真があって、本格的な利用期を迎えた人工林、それを受けて、川中、川下のそれぞれの産業が、この5年間でめざましい数字、たたき出していると僕は思うんです。

けれども、これは、間違ったらごめんなさい、人工林が民有林、約1,000万ヘクタール、拡大造林政策のとき440万ぐらい増えたように聞いていますけれども、結局、この五、六十年、この齢級のグラフがあるように、それがが一んと支えられた先人たちが植えた木、育ててきた木がどんとあるから、潤沢に消費しましょう、効率的に、労働災害気をつけてやりましょうということをやっているだけで、じゃ、悲しいほど1齢級、2齢級、3齢級の数字を見たときに、明らかに40年後、50年後の、今言われている伐期本格利用というときは、本格利用の木がないということになるわけですよ。

林業政策の中で、慌てることはないけれども、これは少子高齢化の人口分布と一緒になんです。私からすると、今一番、専業林家として頭痛めていることは、材木が安いことじゃないんです。伐った後、更新する。植えた木を元どおりの立派な1ヘクタール、収穫期に400立法とかいう材積を蓄えるだけの状況が整わないということ。ということは、獣害被害によって、再生不能になっているんです。林業は再生不能になっているんです。

ということは、循環する、伐って、植えて、育てての循環をしながら、日本の林業というのは環境に最も恵みを頂きながら成ってきた産業なんだけれども、それが今そういう状況でできないということが実は一番。裏を返すと、一昨年台風で瞬間風速、うちの辺りだと45メートル吹いたんです。そうすると、壊滅的な打撃を受けて今15ヘクタール、去年から始めて、

人手を確保して、それも特殊地拵えという制度の中で、何とかいけるんですよ。

ところが、今最大の問題は、皆伐しました。台風被害で、特殊地拵えで取りあえず収支は合いました。じゃ、植えました。検査、受けます。そのときにはもう既にシカにやられているという状況。その問題があるんです。

ですからシカに限らず、先に今、先人たちの努力によって成り立った森林資源を、今それをどう使うか、合理的にするかということだけじゃなくて、今ここから先の部分をどう、いびつなグラフを再生するかということ。ということは、悲しいことに、済みません、手短かに言います。林業事業者の人で、ヒノキの裏表が分からない人がいるんですよ。ヒノキの裏表。それが、はい、今年は50ヘクタール造林しますとか言って、おいおいという。だから揶揄するわけじゃないけれども、一事が万事そういうことなんです。

ですから、木を植えてから育てるという技術が、今どんどん絶えていくということ。これは将来、日本の林業という産業を危機に陥れることは間違いないと思うんで、是非こういった森林・林業基本計画の中にも、保育、更新というところには、極端なことをやっても不可能なので、確実にそのマンパワー、予算、意見、そういったものを盛り込みながら、白書もそうですけれども、やっていただけることを切にお願いしたい。その方が必要だと思います。

○土屋会長 ありがとうございます。

先ほど御指名して、お誘いしたけれども、まだ御発言していただいていない方もいらっしゃるんですが、もうお昼になりました。今回は午後もありますので、ひとまずここまで、もしかすると事務局には回答を準備していたかもしれないんですが、それも含めまして、午後の再開後に、本当は再開後はすぐに各論に入るところなんですけれども、その前に今御発言をまだ頂いていない方や、それから事務局の方で、もしも回答があれば。

それから、いつもなんですけれども、最後に長官に何か言っていただくのがあるので、それもちよっと一番初めのところにやってから、各論に入るというふうにさせていただきたいと思えます。

まず、皆さん、おなかが減っていると思いますので、これは5分遅れていますけれども、予定どおりでよろしいですかね。13時15分に始まるということで、よろしいですか。

13時15分に再開しますので、それまでにスタンバイをお願いいたします。

それでは、どうもありがとうございました。

午後0時03分 休憩

午後1時14分 再開

○土屋会長 それでは大体定刻になりまして、皆さんおそろいの方ですので、再開したいと思います。

それで、午前の会議の一番最後のところで申しあげましたように、予定ですと、ここからいわゆる各論の方の、いってみれば第2回分へ入るところなんです、まだ御意見を頂いていない、計画全体についての御意見、頂いていない方が私の認識ではお二人いらっしゃいますし、ちょっと宿題めいて、長官にも少し何かコメントを頂くというのを申しあげていました。今期の林政審議会では、せっかくだから長官の意見をなるべく頂くというふうにしていますので、それも予定しておりますので、少し午後の部に入る前に、積み残し部分をやらせてください。

それから、これは事務担当の方からの要望なんです、実は予測されたことなんですけれども、この会場は問題ないんですけれども、オンラインで参加の方は、やはりちょっと音声が聞きにくい部分があるようです。ですので、皆さん、いつもそうではないということではないんですけれども、なるべくはっきりと、かつ、なるべくゆっくりとお話しいただけるといいかな。

それからマイクも、初めの指示ではたしか持たないみたいな話もあったんですけれども、それは消毒ができるそうですので、なるべくマイクを近づけて、良く聞こえるようお願いできればと思っております。

それからオンラインで参加の皆さん、そんなことを言っても聞こえないよとなったら、是非チャット等へ書き込むなり、場合によっては御発言いただくなりして、是非それをアピールしていただければ有り難いです。皆さん、オンラインで参加しても全く同等の条件で本来議論が行われなきゃいけないので、それは非常に重要なことだと思っておりますので、是非、我慢しないでどんどん言っていただきたいと思っております。

それともう1点、今のことと関係するんですけれども、実はこの会場の画面が小さいので、どなたの発言というのが良く分からないことがあるようなんですね。なので、こちらからももう一度、委員の名前を、例えば中原委員という感じで言いますので、是非また復唱して、土屋ですという感じで言ってから発言をしていただければ。何か小学生相手みたいなことを言って申し訳ないんですけれども、改めてお願いいたします。

それでは、再開いたします。

これは義務ではないんですが、午前中の続きで、まだ御発言いただいていないのが日當委員と松浦委員だと思うんですが、日當委員、御発言はいかがでしょうか。

じゃ、よろしくお願ひいたします。

○日當委員 日當です。

資料2かな、森林・林業・木材産業の動向というところを拝見してしまして、長期的にはやはり植えられていないというところが一番気にかかるところであります。全てのスタートはここにかかってくるのではないかなというふうなところを危惧してございまして、やはり森林の適切な、持続可能な森林を保つというところが、まず気にかかるところでして、そこを是非、今後は対策を打っていかねばならないかなというところで考えております。

それと直近の話題としまして、コロナのことでございますけれども、本来であれば、もう少し需給調整が時間がかかって、非常に膨大な素材なり製品があふれてというふうなことがかつては予測された、想定されたことなんでしょうけれども、現時点ではそうはなっておらず、若干の価格の減というところではありますが、これはコロナの影響なのかどうかというところは、頂いた資料のそこに、資料がどうもコロナの始まりのところから始まっているところを見ると、必ずしもコロナだけではないのかなというところを感じております。

そういった中で、大きな木材、素材、そして大ロットのところについては、情報共有がスムーズに図られていたんでしょう。いわゆる大手間のサプライチェーンがしっかりとされた形で、余り市場にあふれるようなことがなかったというところは、これは非常にいろんな手を、これまでの経験から対策を打ってこられたというところが功を奏していたのではないかなというところで、大手間のところのサプライチェーンというところは、しっかりと機能していたのではないかなというところでは、ちょっと感じているところですが、一方、いわゆる川中の立場にいる製材所でのサプライチェーンというふうなところになると、どうしてもその恩恵を受けているというところも現実的にはあるんですが、どうも大手の流れと何か違って、局所的な相対取引というところの中で、大手の流通が遮断されると、小手の方にもなかなか素材が流れてこないということで、ちょっと全体で局所的に流通が途絶えてしまうというふうなところが散見されました。

そういった意味では、日本全国一律的にどうのこうの規制をするというところは難しいかと思いますが、地域の事情等を反映しながら、対策、対応というものは取られなければならないのかなというところを改めて感じたところです。

それと、やはり植えるというところ、そして利用するというところと、これから木材の利用を更に加速化させていくというところにかかっていると、やはり市民の皆さんが木材を利用するという機運の醸成を図っていくというところは、もっと力を入れて進めていかねばならないのかなと。国産材として木材を利用していただけるということには、まだまだやはり手をかける、また力をつけるというところが必要ではないかなと思っております。

以上です。

○土屋会長 ありがとうございます。

今も御意見ということで、特に回答ということではなくてよろしいですかね。

これからまたこのことについては、各論の方でも取り上げていくことになると思います。

それでは、松浦委員、お願いします。

実は各論でもあるかと思うんですが、少しそうではないところをでよろしいですか。お願いします。

○松浦委員 松浦です。よろしくお願いします。大丈夫ですか。聞こえていますか。

私、各論のところでは申し上げたいことはあるんですけども、一般的な編集方針などについてコメントしたいと思います。

森林・林業の現状分析や社会情勢などの分析に対してはかなり力を入れていて、よく問題点を把握されているというふうに感じました。ただ、基本計画というのは、過去の基本計画を踏まえていろいろな計画を立て、5年間にわたり実施したけれども、そこにはうまくいった点と、うまくいかなかった点があり、両者の乖離や齟齬が結構あるんじゃないかなと思います。5年間の中で、いろいろな自然条件や社会情勢の変化によって、過去の基本計画でうまくいった点とうまくいかなかった点を総括し、事後評価するということが重要で、それが次期の基本計画の糧や教訓になると考えています。

そして、その際に一番重要なのが、やはり現状分析ですね。現状分析はかなりできていると思うのですが、もう少し突っ込んで詳しく解析するような余地はあるのではないかと考えています。そういった現状分析を踏まえた上で、委員の先生や専門家の意見を聞いたりアドバイスを受け、ホームページに書き込まれたような国民からの意見なども参考にしつつ、行政判断を下しながら、次の基本計画に反映して盛り込むことが非常に重要と思っています。

繰り返しになりますが、過去の基本計画のレビューを行い総括した上で、現状分析と照らし合わせるとともに、各方面からの意見を取り入れて、次期の基本計画を立てるという流れを目に見えるような形にしておく、次の基本計画はすごく説得性のあるものになると感じました。

以上です。

○土屋会長 ありがとうございます。

今の松浦委員の御意見は、一応資料3というので基本計画の実施状況というのは出ているけれども、突っ込んだ言い方をすれば、やっぱりそれではちょっと足りないんじゃないかということと考えるよろしいですか。ミュートになっていますね。聞こえなかった、今。聞こえてい

ない。私の発言が聞こえなかった人、手を挙げていただけますか。聞こえています。聞こえていないかな。

○松浦委員 ちょっと土屋委員長の声が、発言が良く聞き取れなかったんで、済みません。

○土屋会長 私の発言は聞こえますか。聞こえなかったら。事務の方はどうですかね。今少し直したようですけれども、これでどうですか。

○松浦委員 大丈夫です、オーケー。

○土屋会長 ありがとうございます。

深町委員は聞こえましたか。はい、ありがとうございます。

済みません。今の何回も繰り返して言うことじゃないんですけれども、松浦委員の御発言を少し強めに言うと、資料3ということで、基本計画実施状況ということで、一応5年間のフォローはされたんですけども、もっとしっかりとそのレビューをしてほしいというふうな御意見というふうにとっていいですかというお話です。

○松浦委員 大丈夫ですか。もう少し細かく分析する余地はまだあるんじゃないかなというふうに思いました。

以上です。

○土屋会長 ありがとうございます。

大丈夫なの、これ。まだミュートになっているけど大丈夫なの。今聞こえているのかな。

はい、済みません。ちょっと物理的な問題で少しどたばたしまして、申し訳ありません。

それで、ここで長官の御意見を頂きたいんですが、どうしましょうか。私も少し言わせてもらうんですけども、そのどっちがいいですか。私が言うてからの方がいいですか。ごく簡単に。

済みません。私は座長で余りお話ができなかったので、ごく簡単に、皆さんが、あまり御発言されていなかったようなことを少し言わせてください。

実はこれは、事前の意見にも書いたところなんですけれども、それを繰り返すつもりはないんですが、ちょっとその前提として、今我々がこの基本計画、一応中期計画を作るときに重要な視点としては、これは御発言の中にもあったんですけども、人口減少社会というのは、日本はこれから深刻な状況になっていくということ、もう一度踏まえる必要があるだろう。だからそれは、例えば一番初めの前提のところには、この我々としての考え方をやはりしっかり書く必要がある。それから世界的な面で言えば、やはり気候変動というのが非常に重要なファクターとしてあって、例えばこれはヨーロッパの諸国などですと、実際、気候変動に対応した

総合的な方針が、当面のコロナ禍からの経済復興策として、例えばグリーンリカバリーとか、そういう名前で検討されていて、具体的な施策もグリーンディールというふうな感じで作られたりしている。それをまねしろというわけではないんですが、日本の森林・林業関係の政策としては、やはり気候変動を踏まえた形での総合的な施策の議論は、それなりに必要なのではないかとのこと。

それからもう一つは、コロナ禍あるいは感染症に大きな影響を受ける状況は、これからも何らかの形で続くと思われるので、これは今日も議論があったことですが、先を見据えた中長期的な視野で、社会の中で森林・林業がどのような役割を担っていくのかというのは、これからある程度考えながら計画を作っていくべきなんじゃないかと思うんですね。

そうすると、これは私の意見というか、もう既に網野委員がまとめられているように、そういう検討が不可避な問題と、それから多様な取組というのが出てきているということからして、これからの社会を考えると、やっぱり多様性というのは非常に重要なのではないかとこのように思っています。

そうすると、森林・林業に関して見ても、なるべく木材生産だけではなく、様々な利用もどんどんできるような形の環境を整えていくという形で、多様性を深めていくということが、恐らく中期的な計画では重要じゃないかなと思っています。

以上です。

本郷長官、今のところ、何かお考えや御意見はいかがですか。

○本郷林野庁長官 長官の本郷です。

午前中の議論、今の議論を踏まえてということで何か述べるということですので、お話をさせていただきます。簡単にとっています。

この基本計画を作るに当たって、大きな社会の流れの変化というか、これからの行先と言った方がいいのかもしれませんが、あるんだと思っています。その一つが今、土屋先生がおっしゃられた人口の減少ということだと思います。これは山村で暮らす人、働く人が減っていくというだけの問題、今まではそういうことに集中していたわけですが、これからは都市の人間も減っていくということで、今、木材の需要の大部分が都市にあるということからすると、需要が減っていくという問題にもつながりますし、都市から山村への交流というような意味合いも含めて、山村で働く人が少なくなっていくということはどう考えるか。都市から人を呼ぶということも大きな課題になるというようなことを考えなければならないというふうに思っています。

もう1点は、SDGsという、世界の大きな流れの中でどう考えるかということだろうと思います。SDGsの考え方にはいろいろな側面があるんですけども、とにかく産業と環境と社会、これが持続していくということを実現するというようなことだろうと思っています。その切り口で、今日いろんな御意見が出ましたけれども、お金を回すという意味での産業、それから公益的な様々な意味合いでの環境、それから、社会とか山村の暮らし、あるいは都市の暮らしも持続していかなければならない、持続性のあるもので暮らしていかなければならないという、そういう考え方で、この森林・林業基本計画を作っていかなければならないというふうに思う次第です。そういうことを考えながら、結果的には、木の文化というのもウッドファーストみたいな意味合いでもう1回、伝統的なという意味だけではなくて、日本人の心に木を使うということの位置づけを作るとか、あるいは山元にちゃんと収益を返すというお話もございました。そういうことで森林経営の持続性を確保していく。あるいは山村の発展というか、山村をどうやって生き残らせていくかといった方がいいかもしれませんが、そういうものがその結果として出てくるものだと思っておりますし、そういう基本計画にしていきたいと思っています。

そして、お話にございました多様性ということですけども、今回、事務局の方には、これから多分大変な作業を強いることになるんですけども、土屋先生からもお話がございましたグリーンリカバリーとか、そういう話、今、農林水産省の中で、農林水産施策のグリーン化というようなことで、農業の世界ではファーム・トゥ・フォークという動きがあって、EUが今そういう打ち出しをしているんですけども、そういう様々な世界的なコロナ禍を踏まえた動きの中で、日本の農林水産施策をどうグリーン的に見えるようにしていくかということをやっていますし、過疎対策は総務省で議論されていますし、国土政策は国土交通省で、次の国土形成計画に向けて、私どもと同じ来年6月を目指して、今議論されています。

そういう非常に日本の政府全体の流れを取るような形で議論が進んでいる。それを整合させるような形、それぞれの政府の計画が整合するような形で、この基本計画も作っていかなきゃいけないということで、皆さんの御指摘の様々な側面、様々な多様性というのがその中に入ってくるものだと思っておりますし、そういう作業をしていきたいというふうに思っております。

以上です。

○土屋会長 ありがとうございます。これからの方向性も示していただいたと思っておりますので、是非よろしく願いいたします。

それでは、座長自ら意見を言ったりして大分遅れましたが、ここから第2部、つまり各論の

第1回目に入りたいと思います。

川下、川上ということであれば、川上が、それから今日の仕切りでいくと、森林・川上、川中、川下というふうに3回に分けるとすると、森林に関係したところという言い方もできるんですけれども、そこについて、事務局の方からそれぞれ御担当の計画課長、整備課長、治山課長から御説明をお願いいたします。

○橋計画課長 計画課長でございます。

資料5について御説明したいと思います。

まず1ページでございますけれども、森林の誘導の考え方についてであります。囲みの一つ目のポツにありますように、森林・林業基本計画におきましては、森林・林業政策の最終目標であります森林の有する多面的機能の発揮と、これをする上での望ましい姿を明らかにしまして、その姿への誘導の考え方について、育成単層林、育成複層林、天然生林ごとに明示することにしてございます。基本的な部分ですので、ちょっと資料が変わってしまうんですが、参考2の計画本文を見ていただきたいと思います。パソコンの上のタブのところでは11番です。タブの11番で本文が出てまいります。左側のページとか振ってあるページマークみたいなので、10ページのところを見ていただければと思います。よろしいでしょうか。

10ページ一番下の段落、(3)というところに、森林の機能と望ましい姿というところがございます。1行目からでございますが、森林の主な機能については、水源涵養機能、山地災害防止機能/土壌保全機能、快適環境形成、保健・レクリエーション、文化機能、生物多様性保全、地球環境保全から成る公益的な機能及び木材等生産機能に大別されると、大きく八つに整理されておりまして、地域においては関係者の合意の下、発揮を期待する機能ごとの区域を明らかにして、その機能を十分発揮できるような整備、保全を進めることとするとしてございまして、具体的には市町村森林整備計画で、いわゆるゾーニングがなされているということでございます。

次、11ページの方を御覧ください。

真ん中よりちょっと上辺りですけれども、その上で、各機能に応じた森林の望ましい姿について、お示ししているところでございます。読み上げませんけれども、それぞれの機能ごとに、望ましい森林の姿について具体的に記載をされているところでございます。

その上で、13ページに飛んでいただいてよろしいでしょうか。

13ページに、下の段、(イ)というところがございます。先ほどまでのその誘導というか、望ましい姿を示した上で、例えば育成単層林でございますけれども、現況が育成単層林となっ

ている森林のうち、林地生産力が高く、傾斜が緩やかな場所に位置するものについては、木材生産機能の発揮を期待する育成単層林として確実に維持すると。

また、2行目下、下りますけれども、水源涵養機能、山地災害防止機能/土壌保全機能の発揮を同時に期待する森林では、1行飛びまして、皆伐面積の縮小や分散、間伐の繰り返しによる伐期の長期化、植栽による確実な更新を図るといったような形で、また、次の行では、急傾斜の森林、生産力の低い森林については、育成複層林に誘導するといったような形で、この文がもうちょっと続きますが、このような形で、森林の区分、機能に応じた誘導の考え方というものを示しているところでございます。

ここを確認いただいた上で、先ほどの資料5の方の1ページにお戻りいただければと思います。

ただいま見ていただいたような計画本文に書いてございます、その機能に応じた誘導の考え方を概要としてまとめたものが左側の表でございます。このような誘導を進めた結果として、アウトプットとして現れるのが育成単層林、育成複層林、天然生林のそれぞれの面積が変わってくるという面積の変化で現れますので、右側の表のように、その変化の数字を目標として設定しているわけでございます。

このような目標設定の基本的なフレームというものについては変える必要はないものと考えておりますけれども、その誘導が順調に進んでいるかということ、そうではなく、午前中の説明にもあったとおり、二つの問題があるかと思えます。1点目は、育成単層林でございますけれども、これは主伐された後、再造林が十分なされていないということから、育成単層林の面積が維持されずに天然生林の方に計上されているものが増えているということが一つ。

それと二つ目は、育成単層林から育成複層林への誘導を進めると目標設定しておりますけれども、これが進んでいないという、この2点が課題となっております。

資料をちょっと飛ばしまして、4ページを御覧ください。

4ページ真ん中の欄の下のグラフを御覧ください。午前中も出ておりますけれども、1点目の課題の育成単層林が再造林が行われていないことで維持されていないということはこのグラフで表われているとおりでございます。主伐された後に再造林がなされていないという部分が多くなってございます。再造林については、正に林業としての投資行為でございますので、右上の絵のとおり、主伐による収入から再造林経費を捻出できるようにする、ペイさせるということが基本的な解決方法だと考えております。この点については、後ほど資料6で説明がございませう。

また、その再造林するかしないかというところは、単にペイするというだけではなくて、森林の土地の所有者に最終的な判断が委ねられますので、代替わりなどで関心のない所有者にはペイするところでも植えないというようなケースも考えられます。このため、右下にあるような経営管理制度を活用するなどして、意欲ある経営者に経営する権利を移していくという取組も重要だと考えております。

次のページ、御覧ください。

再造林が十分なされていないという中で主伐が更に進んでくるということになりますと、量の観点、資源量の観点からも心配が生じてくるところでございます。ただ、左上の成長量と伐採材積を比べたものとおおり、全国的に見れば現状の伐採をしても成長量が十分残っている状況にはなっております。ただし、その横の日本地図のように、地域ごとにその資源に対する伐採の負荷というものは、ばらつきが見られます。大型工場の進出等でよく伐られるところ、伐られないところとのばらつきが分かります。そうすると心配なところも出てきますので、右下の事例にありますような、地域の関係者が集まって、どこまで伐っていいのかと、その上限について議論されるというような状況も生じておまして、川中企業の適切な進出等を促す観点からも、何かその保続に関する統一的な指標の必要性というものを感じているところでございます。

次のページを御覧ください。

再造林を計画しないという者につきましては、結果として天然更新を期待するということになるんですが、右の上にありますとおおり、スギなどの人工林の伐採跡地、ここで行われる天然更新というのは、前生稚樹の育成状況や母樹の存在等の自然条件に左右される不確実なものです。ここに載せた愛知県の事例でございませうけれども、34か所調査したうち、14か所では基準を超える稚樹が発生していましたが、残りの20か所では、写真にもありますけれども、ススキに覆われるなど、森林とは呼べない状態になっているということです。どういふ条件のところなら天然更新が可能なのかというような調査、整理等を行いながら、適切な更新方法を選択させるという必要がございます。

次のページを御覧ください。

また、その主伐の増加、主伐は基本的に皆伐ですけれども、その増加に伴いまして、跡地で林地崩壊が起きているのではないかとクローズアップされることも多くなっております。左側の上の熊本での調査事例、またその下の、昨年の19号台風時の被災5県での調査事例などから見ると、皆伐地での斜面の侵食崩壊というのが、皆伐自体が行われたのが問題なのではなく

て、そこで行われている粗雑な集材路の作設、これが問題ではないかという分析を我々はしているところでございます。このため、右側の中段にありますような林地保全に配慮した集材路の作設、あるいは二つ目のポチに書いてありますけれども、急傾斜地では架線集材などの適切な作業システムを選択するといったような取組が重要でございまして、これを指導するため、現在、東大の酒井先生を座長とした委員会で御議論いただいておりますけれども、指針の作成を進めているところでございます。

次のページを御覧ください。

ただいま申し上げましたような集材路の作設、あるいは天然更新箇所の選択など、その適切な施業方法の確保に先進的に取り組んでいる市町村として、右上に豊田市の事例を載せてございます。関係者間でルールをまとめたガイドラインというのを作成し、そのガイドラインを市町村森林整備計画に位置づけて、森林法に基づきます伐採造林届出制度、これを通じて適切な指導を行っているということでございます。伐採造林届出制度については、左側にその制度の流れを紹介してございますけれども、これまで中心であった間伐の場合であれば、補助金が出る関係もあって行政のチェックというのがかかりやすいんですけれども、それに対して主伐というのは補助もないので、この伐採造林届出制度というところの重要性、これが高くなっているというふうに考えております。このため、主伐の増加に合わせたこの制度の運用の見直しといたしますか、運用しやすいようにしていくというようなことを検討していきたいというふうに考えてございます。

次のページを御覧ください。

このページは、民間の事業者が自ら適切な施業の確保に取り組んでいる事例を載せてございます。その不適切な行為を行政がチェックするという取組と併せて、民間の皆さんに取り組んでいただくということは重要なんですが、さらに、このような取組をしている優良な事業者の方に経営を移していくというようなことが重要というふうに考えてございます。

次のページを御覧ください。

10ページ目からは、大きな二つ目の課題として育成複層林の誘導、これが進んでいないことへの対応方向でございます。囲みの真ん中辺にありますけれども、針広混交林化あるいは広葉樹林化といった形で育成複層林へ誘導すること、このことについては、非常に国民的、地域住民等にも望まれているところが多いというふうに感じておるところでございまして、なぜ進んでいないのかということが、左側下の都道府県の担当に聞いてみたところ、森林所有者が、そもそもこの施業について必要性を感じていないということ、あるいは施業が技術的に

難しいといった2点に、理由は集中してございました。右側中段の囲いの部分にもありますけれども、二段林などの単木的な複層林施業というのは、高度な施業の技術と集約的な管理、頻繁に同じ山をいつも見にいっているような管理を必要とするということのため、対象地が限定的で、一部の篤林家のような方にしかできないものとしてこれまでもきたところで、経済的な面、経済性というか、効率性の面でも必ずしも高くないということでございます。このため、前回平成28年の現行計画、現行の基本計画から、右下に書いてあるような単木的ではなくて、帯状なり群状といった形で一定の面を伐った上で誘導していくというような効率的な誘導方法について、計画では提案をさせていただいているところでございます。

次のページを御覧ください。

この複層林の誘導というのは、ただいま申し上げましたような技術面はもとより、必ずしも経済性が高くないということで、その所有者による実施というのは期待できないと。先ほど、所有者も必要性を感じないというところがありましたけれども、そこを私有林の中で、どのようにこれを進めるかというところが課題だというふうに考えております。そのような中で、今般、その経営管理制度、更には環境譲与税というものがスタートしたということで、ここでは左上に載せていますけれども、法律で市町村が複層林化を進めるというふうにされているとおり、この制度と税で課題を解消できるのではないかとということで期待をしているところでございます。ただし、その実現に向けては、市町村に対する技術面でのバックアップというものが不可欠でございますので、こちらに載せておりますような森林総研、あるいは都道府県の試験場が作成しているマニュアルや、国有林のフィールドなどを活用しまして、誘導技術の普及を図っていく必要があると考えております。

次のページを御覧ください。

生物多様性の保全についてでございます。生物多様性保全のためには、上の囲みの2ポツ目にありますとおり、一定の広がりにおいて様々な育成段階や樹種から構成される森林を、バランス良く配置するという必要がありまして、複層林施業や、あるいは単層林での伐期の多様化などを含めて、多様な森づくりをするということが基本だと考えております。この基本は変わらないと思いますけれども、このような中で、左上にありますように、経済性が低いということもあって所有者による管理が期待できない里山林では、竹が入ってきたり、ナラ枯れが発生したりというようなことが起きております。補助事業なども使いまして、地域住民やNPO等による取組を推進しておりますけれども、更に公益的機能に実際もう支障が出るというような地域においては、森林環境譲与税ができたこともあり、市町村がそれを活用して、整備を直接

進めるといった事例も見られておりまして、今後の進展が期待されるところでございます。また、右側中段にありますとおり、国有林では原生的な天然林や希少な野生生物が生育、生息する森林について保護林等に設定しまして、モニタリングに基づく順応的な保護・管理をしております。この取組については引き続き力を入れていくことが重要だというふうに考えてございます。

ただいま申し上げたような問題意識のところを取りまとめたものが、13ページでございます。以上でございます。

○長崎屋整備課長 続きまして、資料6、再生林の推進について御説明いたします。タブレットですと、08のタブになります。

資料をおめくりいただきまして1ページ目、左上の棒グラフに、毎年の主伐面積の推定値と、人工造林面積の関係を示しております。人工造林面積は、主伐面積の約3分の1にとどまっております。再生林率が低い理由でございますけれども、左下のグラフにありますとおり、一番の理由は、植えたとしてもその将来の収益で造林費用が賄えないというものでございます。右上の円グラフにありますとおり、林業投資は下刈りまでの最初の5年間で、全体の約7割を投資する必要がございますし、右下の図にありますように、販売収入と投資額を比較いたしますと、投資額は今の立木販売収入のほぼ倍になっているということでございます。再生林を行ったとしても、その山から収入を得るといのは数十年先になるわけでございまして、主伐再生林の林業というのを行っていくのであれば、こうした無収入期間に耐えられるまとまった経営資源を持つ主体が再生林に適した場所で行う必要があると考えておりますし、また、その再生林費用は、できるだけ軽減していく必要がございます。

2ページ目をお願いいたします。

今申し上げました再生林に適した場所で、まとまった経営資源を持つ主体が行うという点でございますけれども、まず再生林に適した場所という点につきましては、森林計画制度、特に市町村森林整備計画におきまして、木材生産機能が高い森林を木材生産機能維持増進森林としてゾーニングすることとしております。この中でも主伐再生林の林業に適した森林を、どう見極めるかということにつきましては、例えばこの資料の左下の森林総研の研究成果の例にありますとおり、地位ですとか、道路からの距離ですとか、あるいは雑草木の植生などから判断するといった取組も見られるところでございます。これは一例にすぎませんが、再生林適地を見極める手法というのを確立することが今後、非常に大事だと思っております。現在1,000万ヘクタールの人工林がございますけれども、必ずしも林業経営上、有利な場所にばか

り植えられているというわけでもございません。資源が成熟している今の時期は、実はこうした土地の生産力が把握できるいいチャンスだと思っております、近年発達を遂げておりますリモセン技術なども使いながら、土地の生産力とか路網といった生産基盤を基に、判断の手法を高度化していく必要があると思っております。

また、長期的に経営を担える林業経営者の育成につきましては、右下にある森林組合の例を載せております。伐採収入の一部を所有者さんからあらかじめ預かっておきまして、再造林を行うということでございますけれども、こうした経営を行っていくためには、木材を有利に販売したり施業を低コストで行うノウハウが確立されていなければなりませんので、こうした経営体の育成と経営の集約というのを進めているところでございます。

次に資料の3ページ目以降、具体的な再造林の施業そのものについて、御説明いたします。先ほど資料の1ページ目でコストの説明をいたしましたけれども、再造林はコストとともに、労力の問題も大きいと思っております。左上のグラフにありますとおり、林業従事者を育林の従事者と伐採の従事者に分けて見てみますと、伐採の従事者は、ここ15年は2万人前後で横ばいで推移しておりますけれども、育林の従事者はこの15年で半分以下に減っております。機械化を進めてきました伐採に比べまして、植林はどうしても人力に頼らなければならず、その作業のきつさというのも非常に大きいと思っております。

したがって、今後の再造林については低コスト化と省力化をセットで進めていくこととしております。左下に取組の方向を書いております。ポイントは4点あると思っております。これから説明していく順番で言いますと、まず一つ目は、伐採から再造林までを一連の工程として実施する一貫作業というのを進めるということ。それから二つ目は、植栽、あるいは下刈りといった個々の施業のやり方というのを見直すということ。それから3点目は、苗木を低コストで安定的に供給するということ。4点目が早く成長する樹木、本日はエリートツリーを御紹介いたしますけれども、そういった性能の良い木を植えるということでございます。

こうした方針の下で、これまでモデル的な取組を進めてきまして、一定の成果も見えてきましたので、これからこれらの手法を一般化、標準化していきたいと考えております。

資料の4ページをお開きください。

まず一貫作業でございますけれども、通年で植栽が可能なコンテナ苗を用いまして、伐採から地拵え、植栽までを一連の工程として行うというものでございます。左上の図では、苗木の運搬にフォワーダを使うということになっておりますけれども、近年では、ドローンの性能の向上が著しいですので、苗木の運搬は恐らくこれからのドローンを使うということが主流にな

と思いますけれども、それでも左下の絵にありますように、地拵えをグラップルを使ってやることでコストダウンする、あるいは雑草が生える前に植えますので、1年目の下刈りが不要になるというケースが多いです。

この一貫作業につきましては林野庁で普及に努めておりますけれども、右上のグラフにありますとおり、人工造林に占める割合は、いまだ5%強となっております。右上に、課題の聞き取りをした結果を載せておりますけれども、これをやるためには、伐採者と造林者、そして苗木を供給する者の3者が、施業時期とか作業の仕組みとかをあらかじめ共有しておく必要がございます。このため、来年度予算要求におきましても、素材生産をする方が造林を行うのに必要な研修、そういった予算も要求しているところでございます。右下の事例にありますように、一貫作業の必要性自体は現場に浸透してきておりますので、再造林は基本的に伐採とつながった形で一貫作業で行うということを何とか標準化していきたいというふうに思っております。

続きまして、5ページ目、植栽密度と下刈りについてでございます。

まず植栽密度についてです。現在、植栽は一般的には、ヘクタール当たり3,000本前後で植えられてきております。この苗木をどれぐらいの密度で植えるのかということにつきましては、本来ですとそれぞれの地域の気象条件とか、あるいは木材の用途、そういったもので決まってくるものだと思っております。例えば江戸時代でいえば、3,000本という地域もちろんございますけれども、例えば吉野のように8,000本から1万2,000本密植した地域もあれば、大分や宮崎、飢肥地域のように、ヘクタール700本しか植えないといった地域もございまして、植え方は本来バラエティに富んでいたわけでございますけれども、全国で標準的に3,000本という方針で植えられるようになったのは、調べてみますと、1910年辺りからでございますので、およそ100年前ということになります。3,000本というのは、いってみれば1坪1本ということでございますので、当時の植える人にしたら分かりやすいですし、用途としては、無垢で住宅の柱に使うということが想定されていたと思います。

再造林コスト面で考えますと、植栽本数は少ないほど良いということになります。林野庁で数年にわたって植栽の実証をしてきましたけれども、左の二つのグラフにありますとおり、本数が少なければ少ないほど、植栽コスト、下刈りコストとも低減になります。

1枚めくっていただきまして、6ページを御覧ください。

低密度で植えたスギが数十年たって、どうなっているかということでございます。左側は宮崎南部森林管理署で、これは同心円の円周状に、スギを同じ本数植えることで、植栽密度に違いをもたせて、樹木の成長を長期間にわたって観察しているものでございます。間伐はせずに、

植栽して45年たった調査結果の表をつけておりますけれども、表の1段目、胸高直径につきましては密度が小さいほど大きい。これは当たり前でございますけれども、この試験地では、表の2段目、樹高も密度が小さいほど高くなりまして、結果的にこの表のヘクタール当たりの林分材積、赤字で書いておりますけれども、材積だけで比較しますと、1,600本の方が3,300本より大きいということになっております。

その下に赤字で形状比の平均という数字がございます。形状比というのは樹高を直径で割った値でございます、この値が大きいほど細長い円柱に近くて、小さいほど太くて短い円錐に近いということになります。特別な用途を念頭に置かないのであれば、70前後がいいというふうにされておりますけれども、この試験地でいいますと、保育間伐をしないという前提であれば、1,100から1,600本の間ぐらいが良いというふうになっております。

また右側は広島森林管理署の試験地でございます。いろんな密度で、スギ、ヒノキを植栽して48年たったデータでございます。この林分は植えてから、除伐とか間伐をしております。ただし、1,000本植栽はもともと本数が少ないですので、保育間伐はしておりません。これを見ますと、樹高に差がないために、ヘクタール当たりの林分材積は、本数が多い分、2,000本以上植えたところの方が少し大きくなっております。ただ、試みに1,000本植えたところと3,000本植えたところの立木を評定してみたところ、この試験地では、1,000本区の方が曲がった材の割合が少なかったために、結果としては、下の表の右側にありますように、評定価格で余り大きな差はないというような結果にもなっております。1,000本区は保育間伐をしておりますので、それを考えますと、トータルの収支を考えると、並材の生産でよければ、実は1,000本植栽というのも十分選択肢になり得るということではないかなというふうに思っております。

広島署の事例でも、形状比の数字を赤くしております。なぜ形状比を赤くしているかというところ、これからの森づくりを考えましたときに、こうした経営上の収支に加えまして、大型の台風の影響ということをやっぱり考えなきゃいけないと思っております。これにより風倒被害の高まりというのも考慮すべきだろうと思っております。高い密度の下に長い間置かれたり、更にその林分に強度の間伐を行った林分は耐風性が弱いというのは、一般に広く知られております。一旦植栽しますと、数十年、気象に耐えていく必要がございますので、そういう面から見ても、植栽密度は考え直すべき時期に来ているのではないかなというふうに思っております。

資料を1枚戻っていただきまして、5ページですけれども、今申し上げましたことを一番上の囲みに書いております。植栽の本数に関しましては、特別高品質な柱材を生産するというの

でなければ、植栽本数を減らして、かかるコストを低く抑えるという方向を打ち出したいというふうに思っております。具体的には、スギ、カラマツであれば1,000本から1,500本、ヒノキだったら1,500本程度というふうな実証をしております。

続きまして、右側の下刈りでございます。下刈りは初期作業の中でも、コスト、労力ともに最大の課題だというふうに思っております。先ほど御説明いたしましたコンテナ苗を使った一貫作業、後ほど御説明いたしますエリートツリーを普及いたしまして、近い将来下刈り作業そのものをなくすということを目指したいと思っておりますけれども、今すぐコスト、労力を減らす工夫もできます。

この資料の右側の中ほどの絵に、植栽木と雑草木の関係に着目して区分した絵を載せております。森林総研の研究成果によりますと、苗木の樹冠が雑草木に完全に埋もれてさえいなければ、苗木の成長は顕著に低下することはないという研究成果がございます。また、下刈りのやり方も、面的に全て刈るというわけではなくて、苗木の成長の邪魔になる部分だけを刈る、いわゆる筋刈とか坪刈とかいっておりますけれども、こうした刈り方の工夫でコスト的には下がります。下刈りは年に1回、全面的にやるべきものという考えが、まだ現場には多いと思っておりますけれども、当面はこうした必要性の判断、あるいは刈り方の工夫というのを行いながら、下刈りは基本的には作業そのものが要らなくなるように今後、施業を検討していきたいというふうに思っております。

続きまして、7ページ、3点目の苗木でございます。

コンテナ苗につきましては、供給量がこの10年で飛躍的に拡大いたしまして、苗木生産量の4分の1を占めるまでになりましたけれども、課題といたしましては、左下にありますように、新しい技術であるがゆえに、生産技術が確立されているとは言い難いということ、それから、そういうこともございまして裸苗に比べますと価格がまだ高いという点がございます。これへの対応として、コンテナ苗の生産技術とか規格の標準化に現在取り組んでおりまして、来年度にはコンテナ苗生産の標準的なマニュアル、再来年度には新しい標準規格というのを公表する予定にしております。

またこれに加えまして、更なる技術開発に取り組んでおりまして、実用化したもの、今後実用化が見込まれる技術を右側に書いております。まず、種から育てる実生苗でございますけれども、課題の一つとして、種の発芽率が非常に低いということがございました。これにつきましては、発芽する種だけをあらかじめ選別する選別機が2年前に開発されております。更に発芽時期も統一するために、種の発芽から小さな苗にするまでを環境制御された部屋で作って、

そこから先の育苗をそれぞれの地域の生産者さんに取り組んでいただくといった取組も始まっております。また、挿し木の苗につきましては、これまで用土を詰めたコンテナに刺して発芽するというやり方をしておりますけれども、数か月前特許を取った技術で、用土なしで、穂にミストを噴霧させるだけで発根させるという技術が開発されまして、今後マニュアルも公開される予定でございます。

こうした技術開発に加えまして、植える側が欲しいときに安定的に苗木を供給できる仕組みとして、右下にありますように、大分県では植林する側である森林組合が翌年度の購入を生産者に約束する取組も進められておりますし、また、予期せぬ苗木生産者の収入減に対応できる制度として、農業の収入保険がございます。こうした取組も普及しながら、苗木の安定供給を進めていきたいというふうに思っております。

続きまして、資料の8ページ、エリートツリーでございます。

成長が在来種の1.5倍以上で、かつ木材としての通直性とか剛性も在来種の平均以上で、かつ花粉の着花量が在来種の2分の1以下、こういった条件を満たすものを特定母樹として指定して増殖を進めてきております。左上の表にございますように、現在376品種が指定されておりました、この母樹から種や穂を採る採種園、採穂園の造成も進めております。表の右側の日本地図に色塗りしておりますけれども、既に九州では、少量ですけれども出荷が始まっておりまして、都道府県ごとに進捗に差はありますけれども、令和10年までには29府県で山に植えられる苗の出荷が始まる予定になっております。エリートツリーは成長が早いということですので、早期に収入が得られるということが最大の魅力でございますけれども、再生林の目線で見ますと、左下の写真とグラフにありますように、早く成長しますので、下刈り期間を大きく短縮できるものでございます。

また、最近の研究によりますと、山の斜面上部よりも、斜面下部の方がより性能の発揮が期待できるということでございます。右上に散布図を載せておりますけれども、スギの成長は場所によって大きな違いがございますので、より植栽に適した場所でエリートツリーを植栽することで、下刈りをなくすことが可能だと考えております。

次、9ページをお願いします。

以上、御説明いたしましたけれども、いろんな見直しをいたしまして、再生林、保育コスト全体として、今後どうしていきたいのか、その数字のイメージを示したものが9ページになっております。現状がヘクタール当たり180万円といたしまして、省力型の①と②、これは①は車両系による伐採、②が架線による伐採でございますけれども、一貫作業を導入して、苗木の

本数を減らす。②については、大苗を植栽することによって下刈りを1回にするといったやり方で、まず木材販売収入並みの110万から120万程度には削減できるだろうと思っておりますし、更にこれにエリートツリーの導入を進めまして、70万円程度にまで抑える、そういったことを目標に低コスト化、省力化を進めていきたいと思っております。

続きまして、10ページ、11ページが獣害対策でございます。

先ほど御説明した数字は、獣害対策を除いたコストでございます、実際にはあのコストに獣害対策のコストが乗っかります。シカの被害は依然として深刻でございます。10ページの右下に書いておりますけれども、こうした状況の中で、平成28年に森林法を改正いたしまして、市町村森林整備計画において、鳥獣害防止森林区域というのを設定できることにいたしました。市町村が定めた区域内で、森林経営計画に基づいて植林を行う場合は、被害防止対策を講じることを必須の要件としております。同時にシカ対策を支援するために、この区域ではネットの設置だけではなくて、被害を受けたネットの復旧とか、そういったものにも支援するといった対策を講じているところでございます。

続いて11ページでございますけれども、こうした造林木のシカ被害を防ぐということもやっているわけですが、根本的には頭数を削減するということがどうしても必要になってきます。狩猟者の減少とか、高齢化が進む中で、林業事業体自らが捕獲に取り組むケースも見られているところでございます。

資料の右上に、徳島県西部の林業事業体が研究機関等と協議会を設立いたしまして、囲いわなによる捕獲に取り組んでいる例を御紹介しております。センサーカメラからの情報で、リアルタイムでわなの状況が分かるシステムを導入して、効率的な捕獲に成功している事例もございます。

また、資料の右下にありますように、森林管理局でも同様の取組を進めております。また、最近では、山梨県の村や森林組合がNTT東日本さんと協働して、山間部の通信ネットワークの改革に取り組んでいますけれども、その一環として効率的なシカ捕獲に取り組むという社会実験も始まっております。こうした技術革新がめざましい通信ネットワークの機器の導入といったものを進めながら、林業関係者のシカ捕獲への参画とか、捕獲ノウハウの普及などに、より一層取り組んでいく必要があると考えております。

最後、12ページは、これまで御説明いたしましたことを端的にまとめましたので、説明は割愛させていただきますけれども、いずれにしましても、今後の再生林につきましては、これまで100年間続けてきた再生林保育のやり方、考え方は変えていく必要があると考えており

ます。再造林が厳しい一方で、新しい技術を使って造林に参画する若者も増えてきておりますし、また、早生樹の育成といった新しい施業に取り組んでみようという地域の林家さんもいらっしゃると思いますので、そうした方々の声も良くお伺いしながら改革していきたいと考えております。

以上でございます。

○佐伯治山課長 続きまして、資料7、タブレットでいきますと09の山地の防災・減災について御説明いたします。

1 ページ目を御覧ください。

まず、気候変動による影響と森林・林業の適応策についてでございます。上囲みに記述しておりますとおり、日本においても、午前中説明しましたとおり、年平均気温が上昇傾向にありまして、異常高温の出現数や短期間強雨の発生回数も増加傾向にございます。気候変動を踏まえた上で、安全・安心で持続可能な社会の構築に向けて各分野で気候変動適応の取組に推進することが必要でございますので、山地災害の防止等を図るためでも、事前防災・減災の考え方に立ち、治山施設の設置、森林の整備等を推進することとしております。

右側下でございますとおり、平成30年閣議決定した国の計画でございます気候変動適応計画においても、山地災害の発生などの危険度が増大していくことを示しております。

次のページ、御覧ください。

2 ページ目でございます。降雨の様態の変化でございます。

上囲みの記述のとおり、近年、これも午前中御説明したとおりなんですけれども、短時間強雨の発生回数の増加など、降雨の様態が変化しております。将来予測でも短期間強雨の発生回数や台風の出現頻度の増加が指摘されておりまして、右側下のグラフ、図ですが、気象庁が予測した現在と今世紀末を比較した予測で、短期間強雨ではほぼ倍の発生回数で、また、猛烈な台風が日本近海で増えていることを示されております。

次のページでございます。3 ページ目でございます。

降雨の様態の変化と山地災害等の激甚化についてでございます。囲みのとおり、全国各地で山地災害が激甚化するとともに、同時に多発する傾向にございます。例えば平成29年九州北部豪雨、平成30年7月豪雨、令和元年東日本台風、令和2年7月豪雨など、山地の崩壊、林道の決壊などにより広域にわたる大規模な山地災害が多発しております。また、昨年の東日本台風や、今年の7月豪雨では、洪水被害が多発したところでございます。下の左側のグラフでは、近年の山地災害の発生件数、被害額を示しておりますが、平成23年の東日本大震災、こ

れは突出はしているんですけども、最近5年間を見ても、毎年のように、先ほど言いましたような激甚な災害が多発しております。右写真は、今年の7月豪雨の発生状況の様子でございます。

次のページ、4ページ目でございます。

森林造成による山地防災力の向上についてでございます。これから数ページにわたりまして、森林造成や治山対策の効果の事例を御説明いたします。

例といたしまして、昭和30年代の山地における大災害と、最近の豪雨災害との比較を表したものでございます。昭和30年代は、戦時下において乱伐とか過伐によりまして著しく荒廃した森林が増えておりまして、その後、緊急に造林や、はげ山復旧などが開始された時期でありますけれども、まだまだ復旧途上であった時期でございます。

事例左側では、昭和33年、伊豆地方を襲った狩野川台風と令和元年東日本台風との比較、右側では昭和36年、長野県伊那谷を襲いました、いわゆる三六災害と令和2年7月豪雨との比較でございます。どちらも同一の観測地点で、雨量は過去の災害の方が多かったにもかかわらず、山腹崩壊数は圧倒的に減少している様子でございます。当時と比較しまして、観測体制、社会情勢、違いがあると思いますが、森林の造成が進んだことや、治山事業が重点的に実施された影響も大きいと考えられるところでございます。

次のページでございます。5ページです。

治山施設の効果についてでございます。土石流や流木が抑制した事例でございます。左側で、令和2年7月豪雨での熊本県、岐阜県、福岡県、大分県で、治山ダムが流木や土石を捕捉しまして、下流への流出を防いだ例でございます。右側では、平成26年の豪雨災害を踏まえまして治山ダムを設置したとき、平成30年7月豪雨、このときもかなりの大雨で災害がひどかったんですけども、より多くの雨が降ったものの、下流への被害を防いだ事例でございます。

次のページ、6ページ目でございます。

森林整備の防災・減災効果についてでございます。まず、左のグラフでございます。ヒノキ林で間伐を実施したことによりまして、土壌の隙間が増えまして、保水容量が増加した事例でございます。また、下のグラフでは、間伐を実施したことによりまして、流出する土砂量が減少した事例でございます。

右のグラフ、森林の洪水被害の軽減に果たす歴史的変遷を示したものでございます。上から、1950年以降、森林面積が急速に回復しまして、併せて施策として保安林面積の指定を促進しました。1件の風水被害当たりの崩壊発生件数や洪水氾濫面積が減少している状況です。治

山・治水対策の進展と合わせまして、森林の成長とともに、森林土壌が失われずに発達した影響があると考えられるところがございます。

7 ページ目、治山対策の効果と山地災害の発生形態の変化についてでございます。

上の囲みでございますように、継続的な治山対策の実施によりまして、森林を再生してきたところがございます。近年は、先ほど申しましたように、降雨の変化によりまして、これまで崩れにくいと言われていた尾根部の崩壊とか、土砂量・流出量の増大、コアストーンの流出、深層崩壊の発生、大径化した人工林の流出に伴う流木災害の激甚化など、山地災害の発生形態が変化しております。写真では、左側で過去の例で、はげ山などの復旧を行ってきたところ、右側では、最近の災害の事例として、豪雨災害といっても様々な形態の災害が発生している様子を示しております。

続きまして、8 ページ目、これまで説明した最近の災害の発生形態が多様化していく中で、林野庁において検討チームを設置しまして、学識経験者の意見を伺いながら、各災害の課題を分析しまして、対策の方向性を整理している事例についてでございます。

まず、平成29年の九州北部豪雨の流木災害についてでございます。左側の下囲みでございますように、この災害、大量の降雨によりまして著しく増加した流水により、斜面下部に流木が堆積することなく溪流周辺の立木と土砂を巻き込みながら流下したことによりまして、下流域での流木量が増加した災害と分析をいたしまして、その上で、右図でございますように、流下形態を踏まえた上で、発生区域、流下区域、堆積区域に区分して、発生源での斜面の安定、森林の整備や、また被害が拡大する箇所での流木捕捉式治山ダム設置など、対策の方向性として整理しております。

続いて、9 ページ目でございます。

九州北部豪雨の翌年発生いたしました平成30年7月豪雨においても、分析をしております。これは尾根部崩壊と、脆弱な地質地帯の土石対策が課題とされたということございまして、これについて左側の下、囲みでございますように、長時間にわたる大量の雨水の浸透により、尾根部付近においても土壌が飽和して、斜面が不安定化し、尾根部付近からの崩壊が多く発生したために、流下距離が長く、侵食しながら大量の土砂・土石が流下して被害が大きくなったと分析した上で、具体的な対策といたしまして、右図でございますように、斜面上部での土留や治山ダムの設置をよりきめ細かくしていくことに加えて、流下する巨石に対応した施設の設置など、ソフト対策とで調査、情報共有なども一体的に推進する対策の方向性を提示しております。

10ページ目でございます。

次は、これまで説明した最近の災害に対応した具体的な取組でございます。上囲みのおりなのですが、平成29年九州北部豪雨、また、平成30年7月豪雨を背景とした検討チームの対策の方向性などを踏まえまして、防災・減災、国土強靱化のための3か年緊急対策にも取り組んでおりまして、具体的には写真の左側でございますとおり、流木対策として、全国1,200か所の危険箇所では流木捕捉式治山ダムの設置や、溪流沿い・溪流内の危険木、倒木などを撤去したり、写真右側のように、巨石・土石流対策として、土石流の衝撃を考慮して、通常よりも厚みを持たせた治山ダムの設置や、航空レーザ測量を活用した写真では分かりにくい微地形を立体化した図で亀裂や浸食深を把握して、治山施設の配置・構造に反映する調査を実施するなどの取組を実施しております。

続きまして、11ページ目、最近の災害を踏まえた上で、新たな技術を活用した治山対策についてでございます。

上囲みのおり、激甚化する山地災害に対応するため、従来の対策に加えまして、先ほど説明しましたように、レーザ測量等による監視体制の強化や事前防災技術、新たな効率的な施工等を進める必要があると考えられます。

まず、写真のおり広域・同時多発化し、特に奥地等の条件不利地での復旧工事の増大により負担増加が懸念されておりますので、対応方法として、例えばドローンレーザによる測量、崩壊発生予測の実証、ICT技術の活用など、効率的な治山対策が必要だと考えられます。

続きまして、12ページ目、豪雨等を踏まえた林道の強靱化についてでございます。

上囲みのおり、豪雨によって林道施設の被害が増加しております。林道の強靱化に向けて、豪雨等に対応した林道の設計・工法の採用、法面や排水機能の強化など既存林道の機能強化に加え、新設路網では溪流等の影響を受けにくい線形を選択していくことが必要と考えられます。

グラフ、写真において、左側において被害の増加傾向や被災事例に対して、右側において法面、路面、排水施設の強化、災害復旧時の対応事例などの様子を示してございます。

続きまして、13ページ目、大災害発生時の緊急対応についてでございます。

上囲みのおり、大規模災害発生時、国の支援として、自治体の要請を踏まえ、ヘリコプター調査、国の職員派遣、国の直轄事業で私有林の崩壊等の復旧整備を実施しております。また、一般道が被災した際、代替路として林道が活用されたり、代替路としての役割を発揮する林道の一層の整備と併せまして、円滑に活用するための関係者間での情報共有や、定期的な維持管理が重要となっております。

例として、左の方の写真では、最近の災害発生時におきます森林管理局の職員による自治体への支援状況とか、右側では代替路で林道が活用された長野県王滝村の例を示してございます。

14ページ目、参考までに最近の大規模災害に対しまして、国の民有林直轄治山事業の実施状況について、着手状況について示してございます。

この中には災害復旧事業の直轄代行も含めて記載させていただいております。また、このほか、このページには記載されていないんですけども、本年の7月豪雨においても、熊本県の芦北地域で、県の要請を踏まえまして10月より国の直轄代行で災害復旧事業に着手したところでございます。

15ページ目、インフラ長寿命化についてです。

上の囲みのおり、施設設置から長時間が経過する中で、既存施設の機能維持のため、計画的な保全対策が必要であります。点検診断に基づきまして、機能強化や老朽化対策、ライフサイクルコストの縮減を図り、維持管理を合理的に行う新技術の導入、人材育成を推進しているところでございます。

下の図、写真では、左側では、設置後50年以上経過する橋梁等の林道施設や治山ダムが増加傾向と示してございます。また、右側では、インフラ長寿命化の具体例として、計画に基づく補修を行い新規施工より存続を評価、コスト縮減した橋梁の事例など、また、予防保全・維持管理におけるドローンを活用した点検診断研修の内容などを示してございます。

続いて、16ページ目、平成23年の東日本大震災からの復旧・復興についてでございます。

図のおり、海外防災林は津波に対する被害軽減効果を有することが確認されたことを踏まえまして、その復旧・再生を図りまして、引き続き保育等計画的に実施することとしています。また、放射性物質の影響を受けた森林・林業の再生に向けてモニタリング、各種実証等を行うとともに、公的主体による間伐等の森林整備や里山再生の取組を推進することとしています。下左側では、海岸防災林の復旧・再生状況で、ほぼ計画していた事業は完了予定で、今後は令和3年度以降も、必要な保育等を計画的に実施する必要がございます。

右側では、放射性物質の影響を受けた森林・林業の再生事例で、調査、解析の内容や、林業従事者の被ばく対策の実証などの様子を示してございます。

以上、17ページで、これまでの説明を踏まえて、主な課題と課題に対する考え方を整理してございます。これもこれまで説明した内容を網羅的に整理してございますので、詳しい説明は省略させていただきますが、山地の防災・減災対策の推進に対する今後の課題とか、豪雨等に対応した林道の強靱化、大規模災害発生時の緊急対応、また、インフラ長寿命化対策として、

それぞれ説明した内容で、課題に対する考え方などを整理させていただいてございます。

18ページ目以降は参考でございます。森林資源の造成と山地災害・治山対策に関して、代表的な事例を年表で整理したものや、治山事業の施工前、施行後、森林が急速に回復した事例などを示しております。

以上で説明を終わります。

○土屋会長 ありがとうございます。

3人の課長の方に、それぞれかなり詳しく御説明を頂いたところだと思います。情報量としてもかなりの量だったと思うんですけども、皆さん、一番最後のところで省略されていますが、それぞれの資料の、今の防災の話ですと一番最後ではないんですけども、基本的に言うと、一番最後の方に主な課題と課題に対する考え方というのが1ページでまとめてあります。

これは様々な御説明を抜きにした一番骨の部分といいますか、課題とそれに対する対応の仕方というのの考え方が書いてあるところですので、御参考にしていただければと思います。

それでは、これから早速、皆さんの御質問、御意見をお伺いしたいところなんですけど、かなり内容が豊富であることもあって、議論を深めるにはどうしたらいいか、いろいろ考えたんですが、それぞれ、これから3回にわたって各論を行うわけですが、それぞれの分野について、御専門の委員の方が多くいらっしゃいますので、実はこちらの方から少し事前にも御相談しまして、そういう方を座長の方から指名させていただいて、初めに御発言を頂いて、それから全員の方々に自由に御発言を頂くという形にさせていただこうかと思っております。

ちょっとそれで事務的な、深町委員はもうお戻りになったんですか、これは。戻ってきたのね。はい、ありがとうございます。今すぐじゃない方がいいですか。ちょっと後の方がいいか。では、少し後にします。

それでは、4人か5人の方に初めに御発言を、こちらから御指名で頂きたいんですが、少し時間が押しております、お一人当たり3分ぐらいに、非常に短い時間なんですけど、簡潔に御意見、若しくはそれに関係した御質問を頂ければと思います。

一番初めですが、横山委員、いかがでしょうか。大丈夫ですか。

○横山委員 はい、大丈夫です。

○土屋会長 そうでしたら、まずは横山委員の方から御意見、御質問をお願いいたします。

○横山委員 分かりました。横山です。3分以内で終わるように、簡単なメモを読むような形になるので、ちょっと早口になるかもしれませんが、御容赦ください。

私は、自然保護と生物多様性の観点から、この一番最初に07の資料で御説明を頂いた、多

様で健全な森林への誘導に関して意見を申し述べます。

一つ目は、午前中にもちょっと触れましたが、総論で、資料では森林の多面的機能の持続的な発揮があちこちに出ており柱立てになっていますが、このテーマは最も重要な基本方針として続けていくべきものと思っています。

ところが記述されている多くの施策を見ていくと、いわゆる林業としての木材生産や木材利用の経済的な施策に偏っており、生物多様性の確保を目的とする森林施策というのは、非常に限定的な書きぶりになっております。もちろん前回の基本計画に積み上げていかななくてはならないので、大きな変更点というのは難しいかも分かりませんが、それから業を支えることというのは大変重要なことなので、こちらにウエートを十分置かなくてはいけないということは理解をしているんですが、森林と林業のこの二つのことがらの基本計画なので、林業計画に純化してしまうというのは良くないと思っています。

森林環境という視点での施策が少なく、特にNPOや市町村の支援が例示されていたり、林業施業の中での配慮という書きぶりになっておりますけれども、これは飽くまでも附属の仕事なのであって、林野庁が主体的に何をするのかということを書かなくてはいけないのではないかと思います。ただし、それが国有林の保護林に全てを任せるかのような記述になっているというのは、この生物多様性の話というのをかなり矮小化していないかというふうに感じた次第です。

産業と人の人生と野生生物の生存という、そういうようなものを支える基盤作りが森林管理なので、こういう位置づけの上にあるという、ある種の林野庁としてのニッチを作った上で施策を上乗せしていく、そういう構造にならないかと思うのが1点です。

二つ目は、多様で健全な森林への誘導と書かれていますが、なぜそれをするのかということについて、目的の明確化がもう少し必要なのではないかと思います。SDGsという言葉が出てきたり、生物多様性保全においては、愛知目標がいずれも未達成であるということが予想どおりはっきりしてしまった大変残念な事態の中でのこの計画の変更なので、森林環境の管理というものを通して、様々な生物多様性の確保策で、それによる地域ごとの生態系サービスの最大化、木材資源の利用というのはその中の一つだと思うので、そして午前中にも申し上げた教育的、又はレクリエーション的な森林空間の現代的な利用策を産み出す意欲とか、必要性とかを述べた上に、こういう施策の基盤となる森林の誘導が必要なんだという、目的を明示をした上で、それを実現する施策を例示していくという、そういう構造に少し工夫した方がいいのではないかと思います。多様性の確保は、単層林や天然生林や複層林、いずれもの育成過

程の中で、それぞれできることがあって、その視点が欠けていないかという、つまり保護林のような山奥にあって触らないという、そういうところで生物多様性を確保するみたいな矮小化した理解では、足りないと思います。

それから、ちょっと余計な話かもしれませんが、この育成複層林という用語にずっと違和感を感じていて、いわゆる二段林と呼ばれるようなものを指すのではないかと私は思っていました。針広混交林化や広葉樹林化というのを、モザイク林と説明する中に含めていますけれども、何かその辺の言葉使いの混乱を助長していないかという。この用語とイメージというのを、林学とか森林生態学的に点検する必要はないかと感じています。

最後、要望なんですけれども、今回の計画に具体策が書かれなくても、次の計画のときに書けるように、何か宿題を書き留めておくようなことはできないか。その中身としては森林の保全管理と利用の別分野とのコラボレーションの必要性です。特に農林水産省のほかのセクションと林野庁とのコラボ、あるいは環境省などの他の省庁との森林環境の質の向上に向けた共同プログラムを進めていくような計画です。

昨年末にパリの郊外のサクレー台地で進行中の5年目になる最新の自然保護区を見てきたんですけれども、名称は自然・有機農業・森林保護区という、生物多様性を高めていくための保護区で、住宅と環境と農林業の省庁の共同プログラムになっていました。面積的には多摩ニュータウンぐらいの4,000ヘクタール弱ぐらいのところを新たな居住地域に造り上げ、有機栽培による食糧の自給とエネルギーを含むエコロジカル・フットプリントの最小化を目指すことが目標になっていました。何かそういう居住地区を取り囲む森林保護区のようなプログラムを日本でもやった方がいいのではないかと、そういうものにつながるようなことをして、林業界に関わっている方々に新たな森林利用のプロジェクトを提供するとか、あるいは、多くの一般国民の関心事である、これからの人の生活のための環境作りとか、そういうプロジェクトに関わりを持って生きていくという、ライフスタイルを刺激するようなものを作っていくことによって、国民に響くものになるのではないかと思った次第です。

以上です。

○土屋会長 ありがとうございました。

事務局から、各委員の御発言について、少し要約して示すようにというお話もありましたので、今の横山委員の御発言は、一つは全体の記述がかなり木材生産、木材利用に偏っていて、生物多様性の保全等の記述、若しくは内容が少ないのではないかと。林業計画だけでなく、森林の計画の配慮が必要ではないかということ。その中で林野庁が何をやるのかということをも

う少しちゃんと書いてほしいということ。

それから、その背景としての多様性の保全というものの誘導がなぜ必要なのかということ、愛知目標未達成という事実がある中で、やはりちゃんと記述すべきではないかということ。更にその発揮する教育的、レクリエーション的利用の現代的な展開というのが必要だろうし、それから育成複層林といったようなタームも少し再検討した方がいいんじゃないか。さらに、宿題としては、単に保護林のような形ではなくて農地の保全だとかその利用、それから自然の利用とか、そういうのと一体になったような方向の設定ということも考えていく必要があるんじゃないかという、このぐらいでよろしいですか。

はい、ありがとうございました。

御回答は、これは多岐にわたると思いますので、後でまとめてさせていただきます。

その前に、委員の方の御意見というのをちょっと、連続をする形でさせていただければと思います。

少し今度はトーンの違うところでお願いしたいんですが、古口委員、いかがでしょうか。

○古口委員 それでは、私の方からは全国町村会を代表いたしまして、2点について意見を述べたいと思います。

まず一つは、町村における林務担当職員の育成、確保、これは大変大事なことでありますので、是非、国や都道府県が様々な支援の強化を図っていただけるように、しっかりとこうしたところにうたっていただければと思っています。

2点目なんですが、これについては、治山対策についてなんですが、先ほど御説明がありましたとおり、最近、多発している豪雨災害は、これまでの常識をはるかに超えており、また、その災害の具合も激甚化したり、多様化をしております。これまでのような治山対策では、とても対応し切れないというところに来ております。是非これについては、山村の存亡に関わる問題でありますので、林野公共事業について重点的にこうしたところに力を入れて、また、予算も配分していただけるようにしなければならぬのではないかと考えています。

これにつきましては、明確に入れるというよりも、全国町村会においても、しっかりと国に要望をしていきたいと思っておりますので、皆さんにも御理解を頂きたいと思っております。

以上、2点です。

○土屋会長 ありがとうございました。時間の短縮に御協力いただき、ありがとうございます。

一つは職員の確保ということで、これは非常に重要な問題だと思っております。それから、もう一つは、山村の存亡に関わるような、かなり災害の激甚化が起きているので、その中で治

山対策について、これまでより一つパワーアップしたものが必要ではないかという御提案だと
思いました。ありがとうございました。

それでは、引き続きいきたいと思いますが、深町委員、もうスタンバイできました。できたら、
お願いしてもよろしいですか。ミュートになっています。

○深町委員 再造林推進のことにも関連するんですけども、御説明の資料の中では、非常に
計画論として地道に考えて、研究所と連携しながら、いろんなことを検証したりしながらまと
めていただいていると思います。多様で健全な森林というところが、公益的機能で区分しなが
ら森林の特性を考えていく形で今までの政策の中では展開されてきていると思うんですが、余
り機能に重点を置き過ぎると、本来、森林が持っているいろんな多様な価値だとか、人がどう
いうふうな形で、その自然の恵みを得るところと何かかけ離れてしまうような部分もあると思
われます。そういうところでの森林の見方をもう少し見直すというか、生態系サービスという
考え方もあると思うんですけども、今すぐにそれを大きく変えるのは難しいとしても、もう
ちょっと機能論から離れるような形での森林の見方が大事だと思います。

それから、林業というのはとても大事だと思うんですが、やはり林業と同じような形で、い
ろんな伝統的な部分、本郷長官がおっしゃっていたような新しい木の文化、その多様性という
のを両輪で位置づけられるような部分が重要と思います。個々の施策の中では、里山の助成金
とかあるというのはお聞きはしているんですけども、やっぱり基本的な考え方の位置づけの
ところで、しっかり日本の持つ森林の多様さ、文化だとか環境としての価値があって、その中
で林業が適したところは、しっかり林業をやっていくというような捉え方というのがとても大
事かなというふうに思っているところです。

その具体的な話として、私の方で意見として書いたのは、やはり広葉樹二次林、アカマツ林
などの里山というのが、単にそこでの市民活動というだけではなくて、もともと地域の生活だ
とか文化に根ざしながら息づいてきたものが、またこれからに向けて、どういう形でうまく利
用されていくかというところを、しっかりした政策の位置づけの中で考えていくということ
ですね。それをどうしていくかというのを、是非一緒に考えたいなというふうに思いますし、例
えばですけども、福島県の政策の中で森林文化に関わる森林文化調査カードなどは、地域地
域で文化ってこういうものなんだというところをしっかりと発信されています。そういうのをう
まく国の中で包括的に捉えながら、日本の木の文化、森林の文化をどうしていくのか、どのよ
うに大事にしていくのかというところを、是非そういうメッセージも含めて明確に提示してい
ただけると有り難いなというふうに思っております。

それから、林野庁という言葉ですね。もともとの言葉というのは、林の部分と、野の部分があるということで、全て森林にしていってだけではなくて、もともとは野の部分というのも大事な役割を果たしているということだと思います。今後そういった森林として成立する部分だけじゃないオープンな場所だとか、疎林の場所だとか、そういういろんな形の森林の在り方がある方が、より地域の生態系だとか、文化だとか、それがまたいろんなバイオマスだとか、空間利用だとか、林産物の利用とかいうふうな多様な価値を見いだすモザイク的な部分につながっていくということだと思います。なので、改めてまた林野という「野」の部分を大事にしていこうということをご提案したいなというふうに思っております。

一つのいい例としまして、南三陸町で東北森林管理局や自然保護協会などが関わっている、イヌワシ火防線プロジェクトというのがあります。林業生産だけではなくて、イヌワシのための草地の部分を創出しながら、それはしかも森林火災を防ぐというような形で、地元の方とか林業家の方による新たにプロジェクトがあります。こういったものは、これからに向けてもすごくいいモデルになると思いますので、総合的に地域の森林が活かされる方法というのを是非考えていくような、そういう政策になってほしいなというふうに思っております。

防火林だとか低木で管理することも重要で、それは大きな木が道路沿いにあることによる風倒木などの自然災害への対応を行い、また、柴を利用する伝統文化に結びついた場などとしてうまくゾーニングし、林地全体、あるいは地域全体のゾーニングの中で多様な林の形態、あるいは野の形態を提案できるようにできるといいなと思います。再生林の考え方などをいろいろ丁寧に検討していただいているので、これは本当にすごい大事なことだと思うんですが、もう少し樹種だとか林の育て方とか、いろんな選択肢という部分をちゃんと枠組みとして示していただくと、現場に即した方向で地域の中での取組につながっていくと思いますので、是非その辺を考えていただきたいと思います。

○土屋会長 ありがとうございます。

今、簡単に言いますと、一つは多様で健全な森林というけれども、かなり機能論に偏った評価ないし仕分がされているんじゃないか。例えば生態系サービスとか、そういったような機能論ということと違う森林の見方というの、ちゃんと踏まえながらやっていくことが必要じゃないかというのが1点目。

その中で新しい木の文化といったようなことで、日本の森林の多様さ、あるいは文化的価値という位置づけをしっかりと機能論から離れて作っていくことが必要だろう。例えばその中で里山の政策的位置づけというの、単に機能論ではなくて、里山自体の文化的な価値、森林文化

としての価値をちゃんと重視していくべきだというお話。

更に林野庁の「野」の部分、その部分についても、南三陸町のイヌワシのプロジェクトの例を挙げておられましたけれども、ゾーニングを踏まえて、そういった野の、ある程度の維持なり再生ということもちゃんと考えていくゾーニングというのが必要ではないかということで、よろしいでしょうか。

はい、ありがとうございました。

かなり立て続けにやって、皆さん消化不良になるところもあるかと思いますが、ひとまず全部、今日のお話を伺って、そのほかの委員の方々には、そういうのを踏まえて様々な御意見を頂ければと思っております。

今回は一つ非常に重要な特徴は、この間の災害もかなり多かったことも踏まえて、山地の防災・減災についてのかかなり踏み込んだ議論、分析ないし提案がされたところだと思います。その辺について、御専門の松浦委員の方から少し御意見を頂ければと思いますが、いかがでしょうか。

○松浦委員 松浦です。膨大な資料をまとめていただきまして、どうもありがとうございました。

まず、現状分析ですが、良くまとまっていると思います。ただ、降雨の様態の変化に伴い山地災害が激甚化すると書かれていますが、降雨の様態に即してどのように災害の形態や規模が変化したのか、もう少し突っ込んで分析する必要があると思いました。

それと、一つ重要なのは、温暖化が進行し極端気象現象が頻出するようになって、どこの地域がリスクが高まっているのかということも記載し、それに対する対応策も考える必要があると思っています。

例えば平成28年ですが、この年は東北地方に初めて台風が上陸した年になりました。また、この年は北海道に三つ台風が上陸するとともに1個が接近し、今まで災害に余り縁がなかった東北地方や北海道などの北日本で台風による激甚な災害が発生しています。したがって、温暖化が進行すると災害の形態や規模だけではなく、それが今まで災害が少なかった地域にも災害のリスクが転移し大きくなるといったようなことが考えられます。そういった問題も是非、課題に挙げていただいて、対応策に取り組んでいただきたいと思っています。

それから、治山施設の効果については、いろいろな事例を挙げていただき、改めて治山施設の重要性や対策の必要性を強く感じました。ただ、どこまで出せるか分かりませんが、治山施設の限界や森林機能の限界、こういったものも出していただく必要があると思います。

というのは、気候変動が進行する中で、結果的にそういったものが現在の技術基準では対応し切れないという問題が明らかになってくると思われます。一方、うまく機能しなかった原因として経年変化による老朽化が進み、当初期待していた機能が設計通りに発揮できなくなったという事例もあるでしょう。その場合ですと、改良による機能の回復や長寿命化とかにつながると思います。したがって是非、そういったものを積極的に取り上げることが、現状を踏まえ次の基本計画に問題点を盛り込みながら、どのような新たな施策を打ち出すか、ということにつながると思います。例えば、将来の気候変動を考えた場合、費用対効果を考えるとハードで対策しきれないので、ソフトで対応するとか、そういったことにつながると思います。

それから、取組の中でd4PDFの話が出てきませんでした。d4PDFというのは、政策担当者が将来の気候変動に対する政策を立案する場合に参考となるように、気象庁が温暖化予測指標を用いたアンサンブルデータ解析を行い、将来の気候変動を予測しているデータベースのことです。国交省などは、そのデータベースを用いていろいろな施策を展開し始めていると聞いています。したがって林野庁も是非、そのようなデータベースを使って将来に対する取組の一つの指針とし、温暖化適用策の一環とする戦略で治山事業を進めていく、といったことを打ち出してもいいんじゃないかと思いました。

それから取組の事例のうち再生林についてですが、森林の機能をより定量的に評価する必要があると思います。もちろん、天然林に戻すとか再生林するとかは非常に重要ですが、その過程で、一時的に斜面災害のリスクが非常に高くなります。つまり、伐採によって森林の根系が腐朽し、一方で侵入もしくは再生林した樹種の根系が生長しますが、伐採後の10年間ぐらいは非常に受食性が高くなるというリスクが発生します。先ほどの作業道の説明にもあったように、土砂の流出という現象も起きがちになります。一方で、極端気象現象の出現頻度が増えてくるという中で、我々が伐採し収穫した後に森林に戻すまでの間を、いかに適切にリスク管理するかが非常に重要になってくると思います。したがって、それに対する技術開発や研究開発を進めることでリスクを最小化する、あるいは適切にリスク管理をする、そのようなことが必要になってくると思っています。

取りあえず以上です。

○土屋会長 ありがとうございます。一つはどのような災害がこれから予測されるかの分析や、それからどの地域にリスクが高いかの分析、もう少し突っ込んだ分析が必要じゃないかというお話。

それから、治山施設の限界も、そろそろ書くべきではないか、対応し切れない部分について

の記述というのにも必要になってくるんじゃないかというお話。さらに、ちょっとこれは名前が私は良く分からなかったんですが、新しいデータベースを使った分析というのは他省庁もやっているんで、林野庁もそういうのを使ってやるべきではなかろうかということ。

それから最後のところは、再造林というのがかなりクローズアップされたけれども、そのことによって防災的な森林の機能は低下するわけで、リスクが生じるわけなので、森林に戻すまでの間のリスク管理をどうやるかということも併せて検討しないとまずいんじゃないかということ、よろしいでしょうか。

○松浦委員 はい、ありがとうございます。

○土屋会長 ありがとうございます。

今、4人の方にお話を頂きました。その前に、こちらの采配が悪く、午前中の分の積み残しがあった関係で、ちょっと全体が遅れております。

これは20分ぐらいオーバーしてもいいの。何とかなる。大丈夫。

本当ですと10分に終わる予定なんです、20分ぐらいはオーバーしないと、ほかの委員の方や、それから、実は事務局の方からこれに対して少し回答等があると思いますので、それもお話できないんじゃないかと思うので、この会場は大丈夫なようですので、延長を御容赦ください。もしも委員の方で、会場の方や、それからオンライン参加の方で、御都合がある方は10分以降に御退席いただくのは致し方ないことだと思っております。

実はお願いしていたのは、もう1人いらっしゃるんですが、いいかな。

小野委員は次回はおられないということなので、少しずれるかもしれませんが、お願いします。

○小野委員 はい。済みません、お時間のないのに。

私からは、先ほど林野庁の方がお話しいただいた三つの資料、少し点が外れてしまうかもしれないんですが、森林空間の利用に関する事業を長年行っておりますので、少し現場の意見も含めて、お伝えさせていただきたいなと思います。

先ほど午前中に古口委員からは、災害やコロナの影響で森林の価値を見直す機会になっているというのが少し残念だというお話がありましたけれども、この災害やコロナの影響で、国民が自然や山村地域に目が向いているというのは確実だなというふうに感じています。具体的には、地方に移住するという方が増えているかと思っておりますけれども、その際には、最近では企業が移住をして、その移住先のエリアの森林を使いたいという相談であるとか、あとは個人が地方の古民家を買って、その周辺で宿泊事業をやるついでに周りの森林も使いたいというような相

談も増えてきています。

ここで1個、懸念点としては、彼らが、じゃ、日本の森林の現状をどのぐらい知っているのかという、全く無知の状態、場として森を使うというのはとても危険だなと感じていて、そのような方に学びの機会というのは一つ必要だなと思っています。

それから、私の会社で今月、森林浴の事業を実践していくための人材育成というのをやったんですが、本当に森林・林業以外の方がたくさん受講されていて、その中には、ある一事例ですが、京都の林業家の方が参加されていたんですね。彼は、木材を売るだけではこれからやっていけないからということで、勉強されておりました。森林の利用については、利用したい人側のサービスをたくさん考えているかと思うんですが、森林の所有者であるとか、林業家が価値を感じられるような仕組みや内容を考えていく必要があるなと感じています。

最後に一つ、これから企業もたくさん森林の保全や整備活動等、これ以上に関わって、SDGs等を含めて、いくと思われるんですが、CO₂の排出量以外にも評価基準というのを設けることで、より関わりやすくなるのではないかなというふうに感じています。多面的機能の貨幣評価なんていうのが林野庁のサイトにも載っておりますけれども、見てみると平成13年、2001年のデータがずっと標記されたままです。一遍には難しいと思うんですが、できるところからでも更新するという、評価で評価基準を何か作っていくということも手を入れていただきたいなと思います。

以上です。ありがとうございます。

○土屋会長 ありがとうございます。

かなり今の話題に関連したところで御発言いただいたと思うんですが、コロナ禍の中で森林に今までは余り関係なかった人たちがかなり注意を向けているという事実があって、ただし森林を何も知識がない人がそのまま使うのは非常に危険な、いろんな意味で危険なので、利用するときに、その知識をちゃんと伝えるような努力が、かなり集中的に行う必要があるんじゃないかということ。さらに、利用したい側に対する配慮だけではなくて、所有者にもちゃんと利益が来るような形を作っていくことが絶対必要だということ。

それから、関連して、多面的な機能の評価というのの多様化も必要じゃなかろうかというお話だったと思います。

以上、かなり広い範囲、もともとの林野庁からの御説明もかなり広かったんですけども、更に広がったという気がいたしますが、これは全部答えていると事務局のお答えだけで多分終わっちゃうと思いますので、ごく要点というか、特にポイントについて、ここだけは少し言っ

ておきたいということがありましたら、各部課長さん、お願いしたいんですが、どうぞ手を挙げてください。

はい、どうぞ。マスクで顔が良く見えないから、済みません、初めにお名前と。

○佐伯治山課長 治山課長でございます。

古口委員、松浦委員から治山事業の在り方について御指摘を受けたところでございます。古口委員御指摘のとおり、本当に激甚な災害が多発している状況でございます。先ほど各学識経験者の意見を聞きながら治山対策の在り方を検討しているということを申し上げましたけれども、最近発生しています豪雨災害に関して、これについても今後の治山対策の在り方の検討会を、治山に関する専門家、学識経験者の方の意見を聞きながら検討を開始したところでございます。また、その検討成果につきましては、林政審において、本日説明した資料の一部にも使われてございますし、また、適宜状況について御報告申し上げながら、検討を深めていきたいというふうに考えてございます。

また、予算の確保ということで御指摘がございました。先般7月に、政府で閣議決定いたしました経済財政運営等改革の基本方針2020におきましては、治山対策を明示的に示した上で、国土強靱化の取組の加速化・深化を図るとされ、また、十分な予算を確保するというふうに記載されております。これに基づきまして、必要な予算な確保に努めてまいりますので、また御支援を頂ければと思います。

松浦委員から、山地災害の発生状況、また地域性の問題というのもございました。温暖化の分析については、日本は非常に広い状況でございますので、北海道、九州に当たる影響というのは異なっていると考えられます。先ほど申しました治山対策の在り方の検討会においても、このような地域性も踏まえながら、降雨の量を踏まえて、どのような対策ができるのか、治山の配置計画、また、施設の構造なども含めた多面的な部分で検討を深めていきたいというふうに考えています。

また、関係省庁、国土交通省をはじめ各省庁の取組状況なども参考にさせていただきながら、気候変動を踏まえた治山対策の在り方というのを検討を深めていき、また、繰り返しになりますけれども、林政審にも御報告申し上げながら、検討を深めていきたいというふうに考えてございます。

以上です。

○土屋会長 ありがとうございました。

手が挙がったのは。

○橋計画課長 計画課長でございます。

横山委員から御意見を頂きました。まず森林・林業という中で、林業計画に特化しているというか、純化しているというか、そちらの傾向があるんじゃないかというお話を頂いたところではございますけれども、最初にあえて基本計画の本文のところから入って見たんですが、機能の発揮のための森林の取扱いという点から、この育成単層林、育成複層林、天然生林という区分の中の面積変化を見ていただいているという中で、そのうちの育成単層林の面積が大きく減っているといえますか、予定以上に減っているところが再造林がなされていないということに起因するということ、森林の取扱いとしての問題点として提起させていただいて、その解決方法が再造林をしなければいけないということなので、林業の方と結びつくような形で説明をさせていただいているということでございます。

森林を決して軽視しているつもりは全くなくて、その点は御理解いただければと思います。ただ、資料全体に再造林の問題にかなり特化して作った部分があるので、全体が見えない中で再造林の部分だけを繰り返し説明したことが、そのような印象を与えてしまったのかなと思って、ちょっと反省しておりますけれども、御理解いただければと思います。

もう1点、生物多様性の確保についての取組で、国有林に寄せているような矮小化した理解がないかということでございますけれども、その点につきましても、資料の中で少しだけしか触れられなかったんですけれども、生物多様性の保全については、一定の広がりで様々な生育段階や樹種から構成される森林がバランス良く配置されるというようなことから始まるのが基本というふうに理解をしております、その上でも複層林施業の誘導だとか、多様な伐期での単層林施業だとかというのが全体として重要だということ、これを理解しているつもりでございます。説明がちょっと里山の方だとか国有林の説明に寄ってしまったので、そこも御勘弁いただければと思います。

幾つかそのほか宿題的に頂いた部分につきましては、今後基本計画の中でその施策、具体的な施策の方向性として、どのように書けるか、今御指摘いただいたところも注意しながら、取り組んでまいりたいというふうに考えております。

深町委員の方から、文化的な価値などの部分も含めて、その施策の検討ということが必要ではないかという御意見を頂いてございます。文化的な側面からやっている補助事業的な予算とか、そういうものがなかなかない中で、我々も重要性は良く分かっているつもりなんですけれども、書きにくい面もあるところでございます。頂いた御意見を踏まえながら、また東北の鳥類のプロジェクトなども御紹介いただいている中で、どのような記載ができるか考えてまいり

たいと思っています。

以上です。

○土屋会長 どうぞ。

○小坂森林整備部長 整備部長の小坂でございます。

本当に幅広い意見を頂いて、どうもありがとうございます。私も資料を今日また振り返って、今日の御指摘で、やっぱり林業の課題が、育成単層林で再造林しない、持続性はどうかということにちょっと捉われ過ぎていたなど。当然、三つの区分で、天然生林があって、天然生林は生物多様性の観点でどうか。

例えば里山の天然生林をどう生かして維持するかみたいな課題、例えば人工林であって循環で回すところ、自然に戻すところ、そういうことを当然考えていますけれども、どうも今日の資料は、やはり目の前のこの人工林の持続性ということに、非常に我々は大きな課題だと思っているので、確かに資料的には偏っているなというふうに思いましたので、当然本文に書くとき、そういう観点も含めて、例えば機能区分の話もありました。機能区分は重視すべき機能としてどんな山の取扱いをするのか。例えば、急なところは皆伐はやめましょう。例えば、水のためにどうしましょうとか。それに対して、どういう手法でそういうことをするのか。それは林業的な取組である場合もあるし、NPOの方がやる場合もあるし、例えば森林文化的なやり方があるし、例えば森林空間みたいなやり方があるし。

だから山の目指す取扱いと何でやるかというのは当然そういう関係にあるわけですから、そういうことも分かりやすく示すようなことも考えていきたいなというふうに思いましたので、今後検討していきたいというふうに思います。

以上です。

○土屋会長 ありがとうございます。

各部課長さんの方から、ひとまずよろしいですか。ほかにもいろんな意見があるかと思いますが、これからの議論の中で、さらに深めていきたいと思います。

それでは、かなり時間が限られているんですが、今御意見を頂かなかった皆さん、様々な観点からの抜けている部分もたくさんあるはずですね。今日、本来議論しなくちゃいけない抜けている部分もあります。その御指摘でもいいですし、委員から指摘のあったことへの回答に対する、ある意味で言うと深掘りでも結構ですから、時間まで御意見を頂ければと思います。いかがでしょうか。

どうぞ。網野委員、お願いします。

○網野委員 横山委員がお話しになったことで、非常に重要なことが私はあると思っていました、それに関して、今ちょっと回答の中に入っていなかったもので、もう一度補強させていただこうと思うんですけども、横山委員が森林と生活圏の関わりのお話をされたと思います。生物多様性の後にお話しになられたかなと思うんですけども、つまり農地であるとか、その他の生活圏との関わりをどうするのかということ、これは私は非常にやはり重要なことだと思っておりますので、ここで繰り返させていただきます。

日本の場合、都市計画という分野があります。都市計画は、いわゆる建物が建てられる区域の中の計画をやるものであって、その郊外のことは触れません。農地の計画、これも農の部分だけ触れるんですけども、都市の部分のことは触れてごさいません。欧米の地域計画、あるいは都市計画に比較すると、日本は広域生活圏計画というような分野が弱いんですね。余りそれをやられている方はいないと思うんですが、横山委員のお話を私なりにまとめると、やはり森林というものを、いわゆる広域の生活圏計画の中に位置づけていかないと、何に対して健全なのかというものが、なかなか目標値が見えてこないように思われるんですね。人間が住んでいる社会に対して健全であるということは、恐らく我々が今、暗黙の了解で進めていることだと思うんですね。

したがって、どうしてもやはり生活圏との接触、生活圏との関連性というのは、これはどうしても避けて通れない問題だと思います。例えば自然享受権とか、そういったような問題にもどんどん発展してくるような課題があると思うんですね。

以上でございます。

○土屋会長 ありがとうございます。今の点はその後の深町委員の里山とか「野」というのにも関係しますね。

○網野委員 はい、そのとおりです。

○土屋会長 ありがとうございます。

どうぞ、村松委員。

○村松委員 村松です。森林組合連合会です。

川上の議題だという話だったので、川上といえば、正に山に入っている私ら森林組合だという思いだったんですけども、皆さんの話聞いていたら、そのまた雲の上じゃないけれども、少し山の川上、川中、川下の流れの話と、今発言を頂いた皆さんの話で少し違っているというか、私らにとっての、私も今、地域のブナの林の再生、間伐をやりながら、地域にとっていい森にしていきたいということで、いろいろ呼びかけをさせてもらって、地域の人たちにとって

も交流の場所としてやれるように、30年前に林野庁さんの補助事業をもらって整備をした場所です。その人たちに改めて、もう一度ブナの手入れをさせてくれという話をしに行ったんですけれども、そのときに、ブナの森公園という名前にして、ただ、補助金をもらうには、それなりの制約、私らこれだけのお金をかけて整備しますけれども、あなた方は、これからその所有者に対して、今後もこの森を守ってくれる、私らがお金をかけて整備をしたことに対して、もっときちんと維持してってくださいねという話をされて、今後この森に手を入れるときには、それなりの報告をしてください。何もしちゃいけないとは言わないけれども、してくださいねと言って以来、30年たって、その山に行きました。

30年前の契約の相手は私、大島村村長村松二郎です。30年たって、その山へ行って、改めて見て、その人たちが、この30年間、俺たちが、おまえのための制約を受けて守り続けてきたんだという話をされて、自分でも愕然としました。そんな思いで地域で山を守ってくれる人たちがいる。そのことというのが、何かその人たちにお金が落ちるような仕組みを作り上げていかなければ、その人たちはずっとボランティアでした。固定資産税を免除しますからという約束だけで、30年間拘束を受けたことに我慢をしてきた人たちです。でも、私は、今度は、その今まで守ってきてくれたブナ林を利用して、うちはナメコの生産をやっている、ナメコのおが粉をブナから作っていく。それは間伐材で作ります。間伐をやって、より良い森にしていきますよということで、お金を生み出して、その、そのお金を地域に落としていきたい。そして、地域の人たちには、もっとその森を生かして欲しいという手法を取りたいということで、改めて行ったんですけれども、そのときにいろいろな話がありますけれども、そのときお金がどうやって生み出されるのか。

私らは自分で使うということからお金を生み出そうという方法を提案をしましたけれども、その程度の金で、俺たち、またこれから拘束されるのかというような話もありましたけれども、今までのような拘束はもうやめると、もっと好きなように使っていい形にはするけれどもという話をしながらやらせてもらっていますけれども、地域にとっての森の価値、そのことに対してどういう原資、お金でそれがやれていくのかということの議論を、先ほど皆さんの話は、むしろそっちの話に今のこの計画は向いてい過ぎるんじゃないのと、そうじゃない価値についての話をもっとすべきでしょうと言っておられるだけけれども、私はやっぱりお金の流れとして、こうした仕組み作りができるようなことの議論を、ここの部門の中でもどこかで、しっかりとそのサイクルを生み出すことについて議論してほしいというふうに思っています。

よろしくお願いします。

○土屋会長 ありがとうございます。非常に重要な視点だと思います。

あと二人で終わりにさせてください。全員は無理。順番でいうと、河野委員、立花委員ですね。

○河野委員 今の御意見に、私は大いに賛同したいと思います。

今日は川上の三つの課題について御説明いただきました。どちらも経済的な観点、それから地域政策的な観点で、その両方の基盤となる森林のライフサイクルをどうやって維持していくかということだったというふうに思います。様々な機能があるということは、私自身も良く分かっておりますけれども、つい先般、SNS上に公開されている林業という仕事という動画を見ました。私の想像をはるかに超えてくるような長期間にわたる丁寧な仕事の結果、初めて保育期間が終わる。その保育は、人間は20年たつと大人になりますけれども、森林の場合は50年という長期間かかるということを改めて知りました。

そのときに今回のような計画の中で、主体となるのは誰か、それから使える技術は何か、そしてこれを全てうまく回していく財源は何かということ、考えました。やはり理想と、それからこうあるべきだというものを現実的に考えたときに、何がそこで経済的なドライバーになるかということは考えなくてはいけないというふうに思います。非常に長期サイクルであるこの森林のライフステージにおいて、現場に関わっている人のベネフィットは何か、インセンティブとなるものは何かというのを、しっかりと計画の中に入れ込んでいく。私がやるんだ、自分事として、この方向性に向かって、しっかりと確信を持ってやるんだということの支えとなる、確信となるものを計画の中に是非入れていただきたいというふうに思います。

以上です。

○土屋会長 ありがとうございます。今の主体、技術、財源といったことは、計画には一番重要なところだと思いますので、これはこれからの議論でもやっていきたいと思います。

立花委員。

○立花委員 私から二つの点を、ここで話ししたいと思います。

一つは、志向する森林というのは、何年先を見ているんでしょうか。多分80年、100年先だと思うのですが、80年、100年先に気候変動がどうなっているのか、あるいは人口がどうなっているのかという、科学的知見のもとにまずは考えることが必要だと思います。その知見のもとにこういう森林を造っていく、そこからバックキャストしながら、これからそこにどうやってたどり着くかということを描いていくというのが必要ではないかと感じました。

今日の議論にありましたけれども、その80年、100年後の森林において、どういった機能を

森林として果たしているのかを、まずは想定することだと思います。今回の計画でそれを描くのか、次回まで検討していくかもあるのですけれども、いずれにしても、これは必要なことではないかと感じました。

あともう一つは、やはり我々は、経済活動で重要な森林資源を減らさずに使っていく、活用していくことが必要です。その多様な森林の利用・活用するためにゾーニングは必要で、森林のある程度の部分で林業生産をする。林業生産に関わっては今日お話にあったように間伐していくところもあるし、皆伐後に疎植にしていくところもある。あくまでこれは木材の利用を想定しながら、どういうふうにして植えて、育てて、伐るか、植えて、育てて、伐るか、循環していくかということになります。

そのゾーニングにおいて、もう一つがやっぱり景観を含む空間利用です。空間利用によって私たちの満足度は高まります。森林空間利用を80年後、100年後に向けて想定し、どんな形で作っていくのかというのを考えなければいけないと思いました。

もう一つ大事な点は、やっぱり防減災を含む生態系の保全だと思います。木材生産することによって生態系が守れるのかという議論もありますが、やはり今日の議論でかなりあったと思うんですけれども、小面積皆伐するような状況を作っていくならば、多様性を始めとする一定程度の公益的機能は確保できる、あるいは高められます。そうしたことも想定しながら、どういった形で森林を我々が作っていくのか、そうした方向性を、もう一度この計画作りの中で議論して、それを社会に発信するのが必要と思いました。

以上です。

○土屋会長 ありがとうございます。

今、手がまだ挙がっていたんですが、実はお約束していた時刻を過ぎてしまいました。それで、これは、ちょっと事務局の方とも全然御相談していなかったんですけれども、いろんな今御意見を交わしていただいて、恐らく言いたいことがいっぱい出てきたはずなんです。なので、私は授業でよくやっているんですけれども、その意見、感想のようなものを、もしも事務局に寄せていただければ、次回の審議会、幸いなことに1か月に一回ありますので、そのときの冒頭で、それを示して、そうすると記録にも残りますので、そこで少しまとめて次にいくというような、つまり復習の意味も兼ねまして、そういうのを、もう十分意見は言い尽したという方は全く構いませんので、もうちょい言わせてくれという方、全然言えなかったという方は、是非メールで事務局に寄せていただけませんか。寄せてください。それを次回に、少し初めにやりたいと思います。

ということで、今日はこれで基本的に終わりにしたいと思います。

長官、何か最後におっしゃりたいことがあれば簡単に、済みません。

○本郷林野庁長官 いっぱい意見が出て、大変有り難いというふうに思います。是非、皆さんの意見をよくよく咀嚼をして作っていきたいと思います。

1点だけ、私がずっと思っていることは、今日、無収入期間という話がありました。植えて、育てて、伐るまでに非常に期間があつて、そのことがこの戦後から今まで起こってきたこと、山には全然お金が入らなかった場合が非常に多いということだと思います。薪炭で金を稼いでいたんですけども、その薪炭が全然使われなくなって、山に資本蓄積がない。お金が全然山にないのに何とかしていかなきゃいけないという、このお金の問題をどう解決するかということを考えながら、皆さんがお話をされたようなことを考えていかなければならないかなというふうに思っています。

国家予算が厳しい状況で、右肩上がりで予算が使えるという状況ではない中で、どんなことを、国の政策として、林野庁として何をしていかなきゃいけないのかという御議論もございました。そういうことも、その場面にはあつて、林野庁がやれないから誰かにやってねと言わなきゃいけないこともあろうかと思しますので、よろしくをお願いします。

○土屋会長 今の長官の御発言で締めさせていただきたいと思います。

私の議事進行が悪くて、非常に時間を延ばしてしまいました。しかし、今回もたくさんの御意見を頂き、本当にありがとうございました。

引き続き、まだこれからも続きますので、御協力をお願いいたします。

それでは、今日はこれでおしまいにさせていただきます。

もう一度、議事の方を事務局の方にお返ししたいと思います。

どうもありがとうございました。

○永井林政課長 そうしましたら、事務局の方から次回の林政審議会の日程について御連絡をさせていただきます。

次回の林政審議会につきましては、11月中旬をめどに開催をしたいと考えております。日程につきましては後日、事務局より御連絡いたしますので、委員の皆様方には御出席のほど、よろしくお願いいたします。

本日はお忙しい中、御出席いただきまして誠にありがとうございました。

以上で、林政審議会を閉会とさせていただきます。

午後3時39分 閉会